

# 第3次辰野町地域福祉計画

<計画案>

令和6年（2024年）3月  
辰野町



## 目次

第1章 計画の策定にあたって .....	1
1 計画策定の目的 .....	2
2 計画策定にあたって踏まえるべき事項 .....	2
3 計画の根拠と位置づけ .....	4
4 計画の期間 .....	6
5 地域の範囲 .....	6
第2章 辰野町の状況 .....	7
1 統計データからみる状況 .....	8
2 各種調査結果からみる状況 .....	14
第3章 計画の基本的な考え方 .....	29
1 基本理念 .....	30
2 行動目標 .....	31
3 施策の体系 .....	32
第4章 施策の展開 .....	33
行動目標1 地域のつながりを深める .....	34
行動目標2 支援を充実する .....	39
行動目標3 安心・安全なまちをつくる .....	45
第5章 辰野町再犯防止推進計画 .....	47
1 計画策定の目的 .....	48
2 計画策定にあたって踏まえるべき事項 .....	48
3 計画の期間及び対象者 .....	49
4 現状と課題 .....	49
5 具体的な取組 .....	50
第6章 辰野町成年後見制度利用促進計画 .....	53
1 計画策定の目的 .....	54
2 計画策定にあたって踏まえるべき事項 .....	54
3 計画の期間 .....	55
4 辰野町の状況 .....	55
5 具体的な取組 .....	55

第7章 計画を推進するために .....	57
1 計画を推進する体制 .....	58
2 計画進捗の管理・評価 .....	58
資料編 .....	59
1 第3次辰野町地域福祉計画策定経過 .....	60
2 辰野町保健福祉推進委員会条例 .....	60
3 辰野町保健福祉推進委員会委員名簿 .....	60
4 辰野町保健福祉推進委員会社会福祉専門部会委員名簿 .....	60
5 辰野町地域福祉計画の評価 .....	60

# 第1章 計画の策定にあたって

# 1 計画策定の目的

辰野町（以下、「町」という。）では、平成 25 年（2013 年）3 月に第 1 次となる「辰野町地域福祉計画」を策定し、その後平成 31 年（2019 年）3 月に「第 2 次辰野町地域福祉計画」を策定し、福祉のまちづくりを推進してきました。

近年、全国的に少子高齢化や人口減少が進行する中で、世帯構成や生活スタイルは多様化し、地域社会における支え合い機能の低下や、住民同士の関係性の希薄化が危惧されています。さらに、8050 問題や老老介護、ダブルケア、ヤングケアラー等の複合的な課題を抱えている世帯の問題や、ひきこもりや社会的孤立等、既存の支援制度の対象とならない制度の狭間の問題など、新たな課題が顕在化しており、地域を取り巻く状況はますます多様化・複雑化しています。

これらの課題の解決に向けては、行政、町民、団体、民間事業者、社会福祉協議会を含む社会福祉法人などが一体となって取り組むことが重要です。さらに、「第 2 次辰野町地域福祉計画」が令和 5 年度（2023 年度）をもって終了することから、社会情勢や国、県の計画及び町の関連計画などを踏まえ、新たな「第 3 次辰野町地域福祉計画」（以下、「本計画」という。）を策定するものです。

## 2 計画策定にあたって踏まえるべき事項

### （1）「地域福祉計画」とは

---

地域福祉計画は、社会福祉法第 107 条の規定に基づき、市町村の将来を見据え、地域福祉の理念や仕組み等の基本的な方向を定める計画です。平成 12 年（2000 年）6 月に「社会福祉事業法」が「社会福祉法」に改正され、市町村における地域福祉計画の策定が規定されました。

地域福祉計画の策定については、平成 30 年（2018 年）4 月の一部法改正により、任意とされていたものが努力義務とされました。さらに、地域における高齢者の福祉、障がい者の福祉、児童の福祉その他の福祉の各分野における共通的な事項を記載する、いわゆる「上位計画」として位置づけられました。

また、上記法改正において、法第 106 条の 3 第 1 項各号で規定する「包括的な支援体制の整備に係る事業に関する事項」が計画に盛り込むべき事項として新たに追加されました。

### （2）「地域共生社会」の実現

---

「地域共生社会」とは、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し「人と人」「人と資源」が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会とされています。

### (3) 「重層的支援体制整備事業」の創設

令和3年（2021年）4月の社会福祉法の改正により、地域生活課題を抱える地域住民を支援する体制や、地域住民が地域福祉を推進するために必要な環境を一体的かつ重層的に支援できるよう、福祉分野に関連する法律に基づき事業を一体的に実施する「重層的支援体制整備事業」が創設されました。

「重層的支援体制整備事業」は、市町村全体の支援機関・地域の関係者が断らずに受け止め、つながり続ける支援体制を構築することをコンセプトに「断らない相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」の3つの支援を一体的に実施することを必須としています。

### (4) SDGsの推進

平成27年（2015年）9月の国連サミットで2030年までの先進国を含む国際社会共通の目標として「持続可能な開発目標（SDGs）」が採択されました。SDGsでは、国際社会全体で地球上の「誰一人として取り残さない（leavenoonebehind）」社会の実現を目指し、経済・社会・環境をめぐる広範囲な課題に対する17のゴールと169のターゲットが示されています。



## 3 計画の根拠と位置づけ

### (1) 計画の根拠

本計画は、「社会福祉法」第 107 条に基づき策定する市町村地域福祉計画として、町の地域福祉推進に関する基本的な事項を定めるものです。

また、本計画は「再犯の防止等の推進に関する法律」第 8 条に基づき策定する地方再犯防止推進計画及び、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」第 14 条に基づき策定する市町村成年後見制度利用促進基本計画を包含するものとします。

#### ■社会福祉法（抜粋）

(市町村地域福祉計画)

第百七条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
  - 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
  - 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
  - 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
  - 五 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項
- 2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。
- 3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

#### ■再犯防止等の推進に関する法律（抜粋）

(地方再犯防止推進計画)

第八条 都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、当該都道府県又は市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画（次項において「地方再犯防止推進計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

- 2 都道府県及び市町村は、地方再犯防止推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

#### ■成年後見制度の利用の促進に関する法律（抜粋）

(市町村の講ずる措置)

第十四条 市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

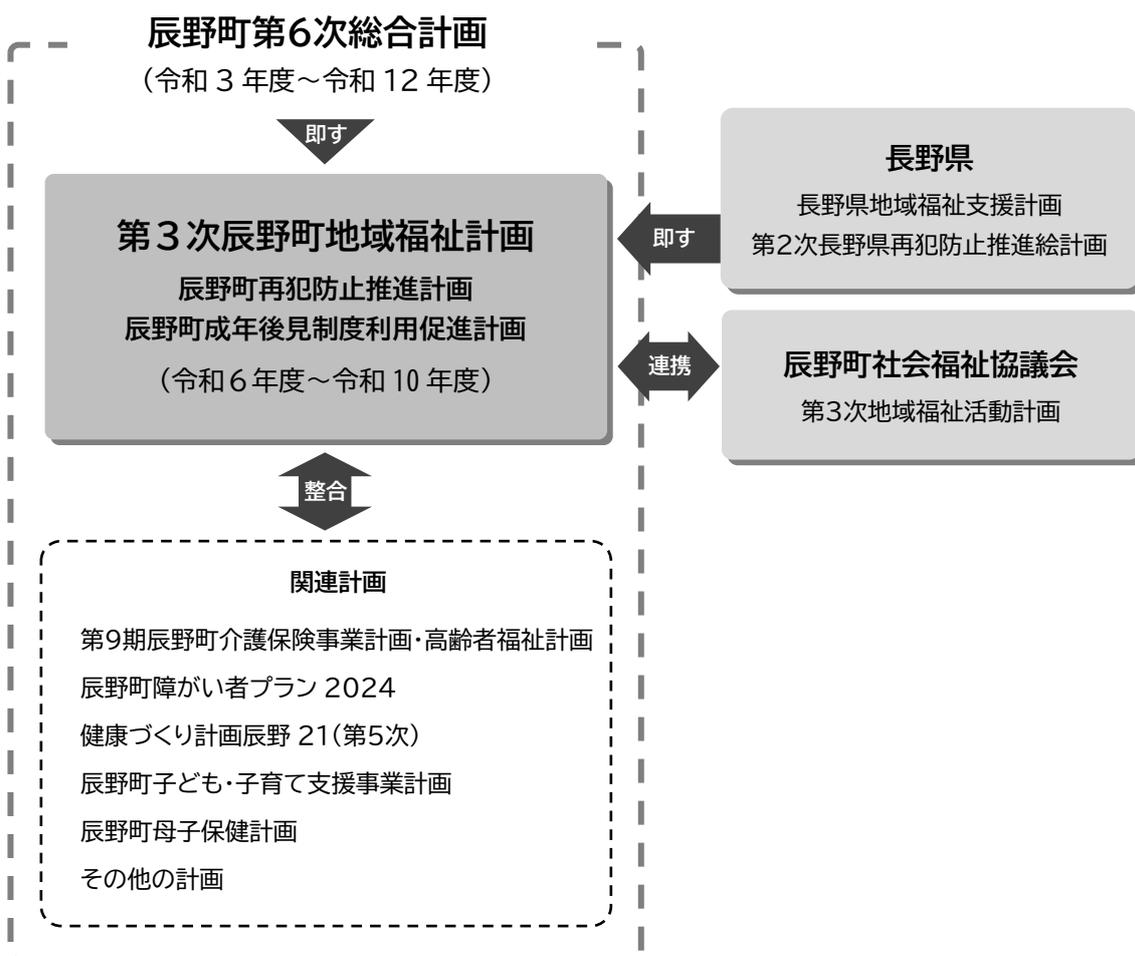
- 2 市町村は、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関して、基本的な事項を調査審議させる等のため、当該市町村の条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

## (2) 計画の位置づけ

本計画は、「辰野町第6次総合計画」を最上位計画とし、福祉分野の上位計画として、高齢者や障がい者、子育て、健康づくりなどの福祉に関する町の個別計画を横断的に捉えるとともに、その他関連する個別計画と整合を図ります。

また、辰野町社会福祉協議会が策定する「地域福祉活動計画」と連携して推進していきます。

### ■関連計画との関係



## 4 計画の期間

本計画は、令和6年度（2024年度）から令和10年度（2028年度）までの5年間を計画期間とします。

### ■計画の期間

	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)	R12 (2030)
総合計画	第6次									
地域福祉計画	第2次			第3次						
介護保険事業計画・ 高齢者福祉計画	第8期			第9期						
障害者計画	第3期			第4期						
障害福祉計画・ 障害児福祉計画	第6期・第2期			第7期・第3期						
健康づくり計画 辰野 21	第4次			第5次						
子ども・子育て 支援事業計画	第2期			第3期						

## 5 地域の範囲

地域福祉の効果的な推進のためには、町全体で取り組むこと、各地区で取り組むこと、住民の身近な地域で取り組むことなど、それぞれの範囲に応じた取組が重要です。

本計画では、以下のように地域を設定して取組を推進していきます。

### ■地域の範囲の考え方

<b>個人や 世帯</b>	<b>隣近所</b> 日常的な見守り・交流 ができる範囲	<b>自治会（耕地・常会等）</b> 見守りなど、日頃の関 係の中で行われている 助け合い活動を実施 する地域コミュニティ の中心的な団体	<b>17 地区</b> 地区社協、コミュニテ ィセンターなど、比較 的身近な場所で相談 や専門サービスへの つながりができる場所	<b>町内全域</b> 公的なサービスや、地 域福祉活動を継続で きるようにする側面 的支援の充実(町や社 会福祉協議会の実施 範囲)
-------------------	------------------------------------	--	--	---

## 第2章 辰野町の状況

# 1 統計データからみる状況

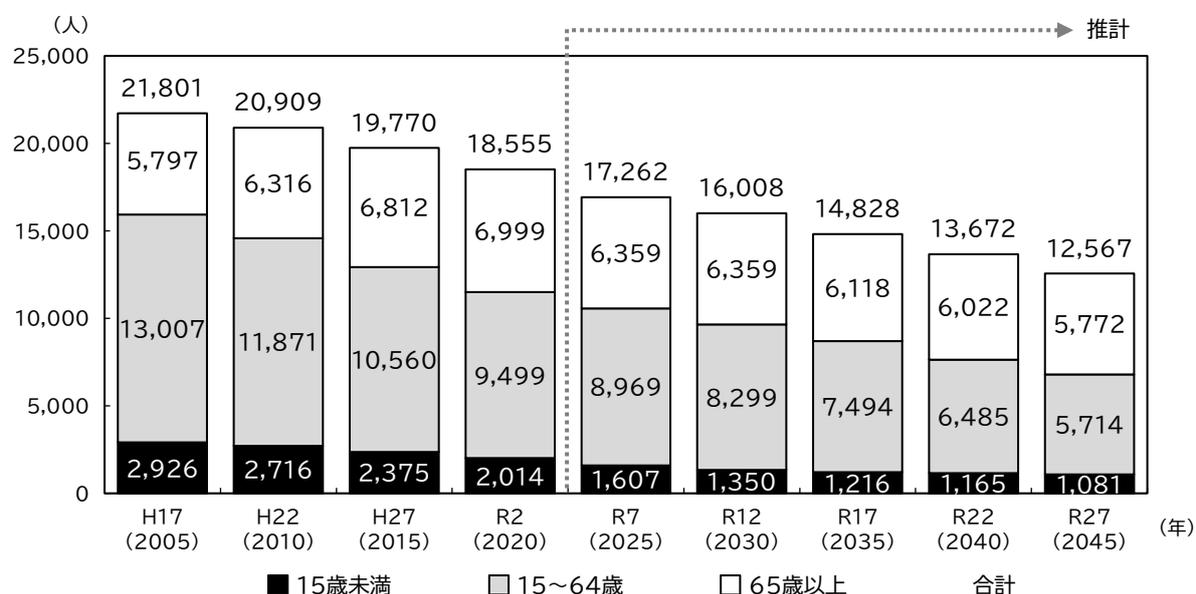
## (1) 人口の状況

総人口は、平成17年（2005年）以降減少しており、令和2年（2020年）で18,555人となっています。令和7年（2025年）以降も減少が見込まれています。

年齢区分別でみると、15歳未満及び15～64歳はいずれも一貫して減少しており、今後とも減少が見込まれています。なお、65歳以上は令和2年（2020年）まで増加していましたが、以降、減少が見込まれています。

男女別・年齢別人口は、男女ともに70～74歳がそれぞれ最も多くなっています。一方、男女ともに20歳代、30歳代前半の人口が少なくなっています。

■年齢区分別総人口の推移・推計

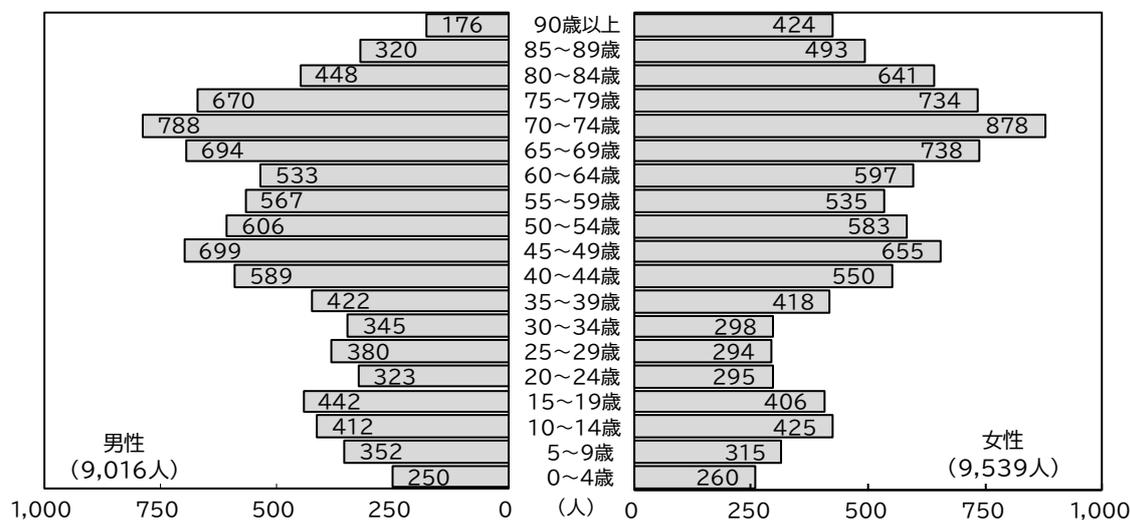


資料：平成17年（2005年）～令和2年（2020年）：総務省「国勢調査」

令和7年（2025年）以降：国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（令和5年（2023年）推計）」

※平成2年（2020年）までの総人口には「年齢不詳」が含まれるため、各年齢区分別の人口と一致しない場合があります。

■男女別・年齢別人口の状況（令和2年（2020年））



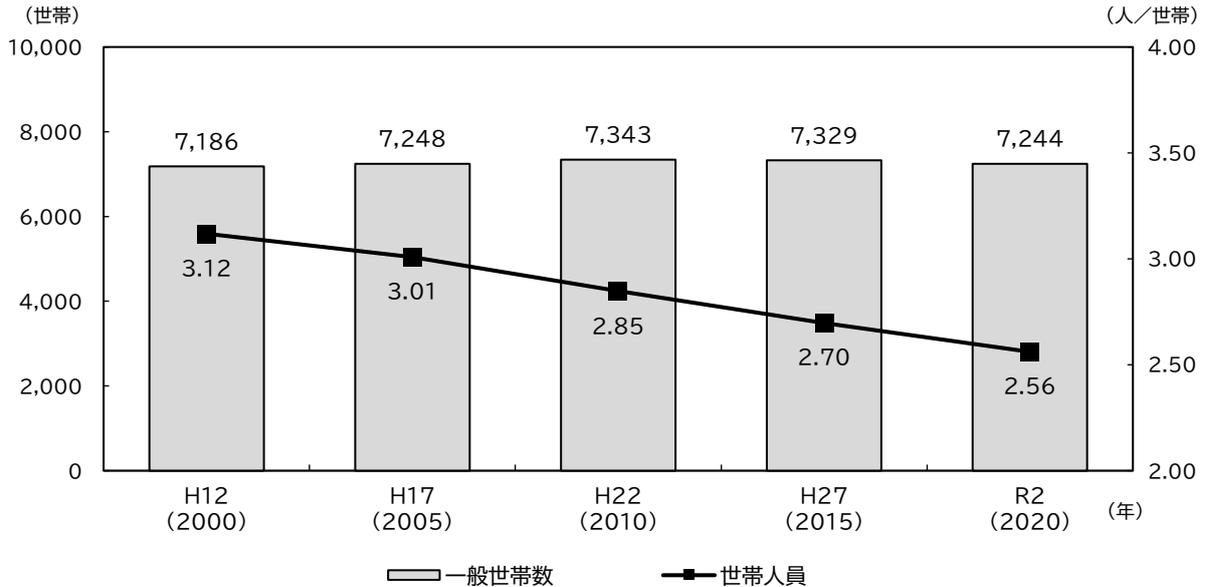
資料：総務省「国勢調査」（不詳補完結果）

## (2) 世帯の状況

総世帯数は、緩やかに増減しながら推移している一方で、1世帯あたりの世帯人員数は平成12年(2000年)以降低下しており、令和2年(2020年)で2.56人となっています。

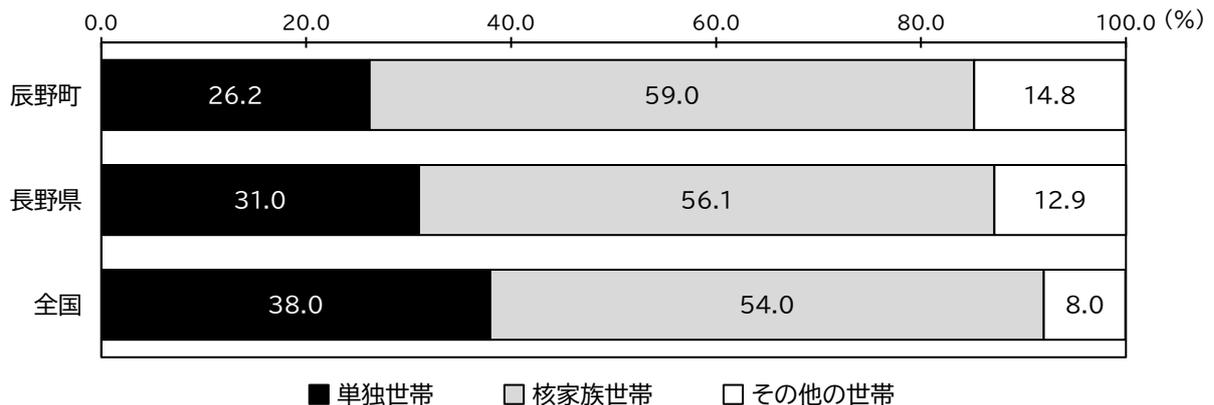
また、一般世帯数の構成割合は、町は全国・長野県と比較すると単独世帯が低く、核家族世帯及びその他の世帯はそれぞれ高くなっています。

### ■総世帯数・世帯人員の推移



資料:総務省「国勢調査」

### ■一般世帯数の構成割合(全国・長野県との比較:令和2年(2020年))



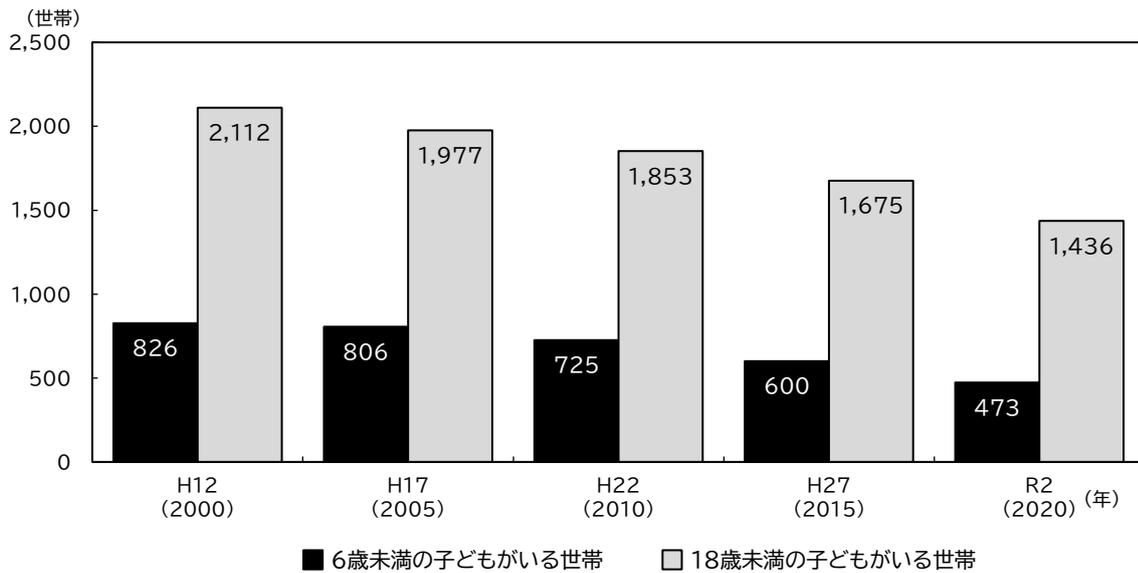
資料:総務省「国勢調査」

### (3) 子ども・子育ての状況

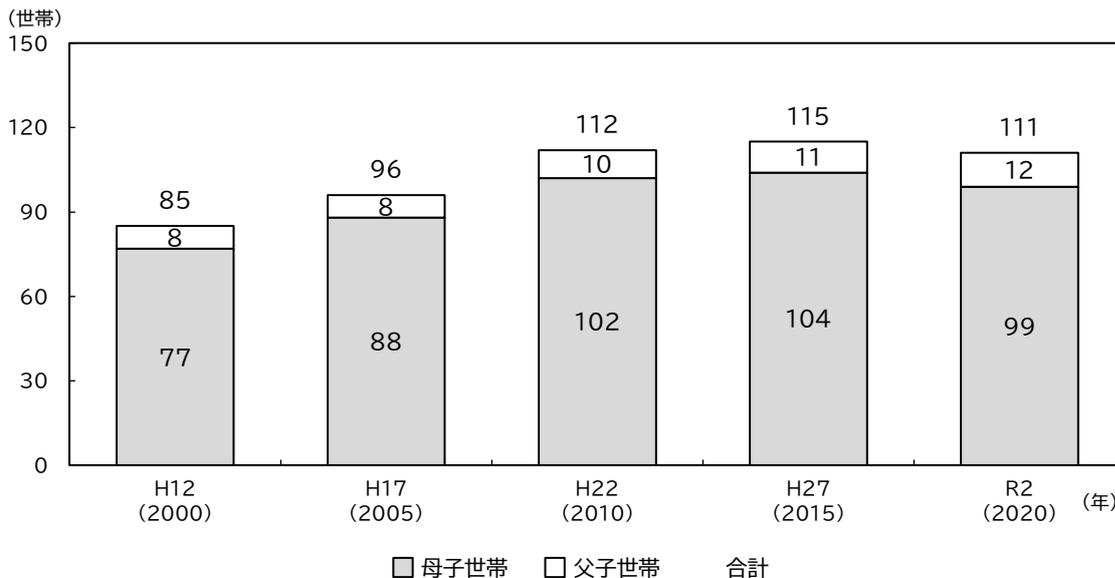
子どもがいる世帯は減少しており、令和2年（2020年）で6歳未満の子どもがいる世帯が473世帯、18歳未満の子どもがいる世帯が1,436世帯となっています。

また、ひとり親世帯の状況は、母子世帯が平成12年（2000年）以降増加しており、令和2年（2020年）に減少に転じたものの、平成22年（2010年）以降は100世帯前後で推移しています。一方、父子世帯は、平成12年（2000年）以降10世帯前後で推移しています。

#### ■子ども（6歳未満・18歳未満）がいる世帯の推移



#### ■ひとり親世帯の推移

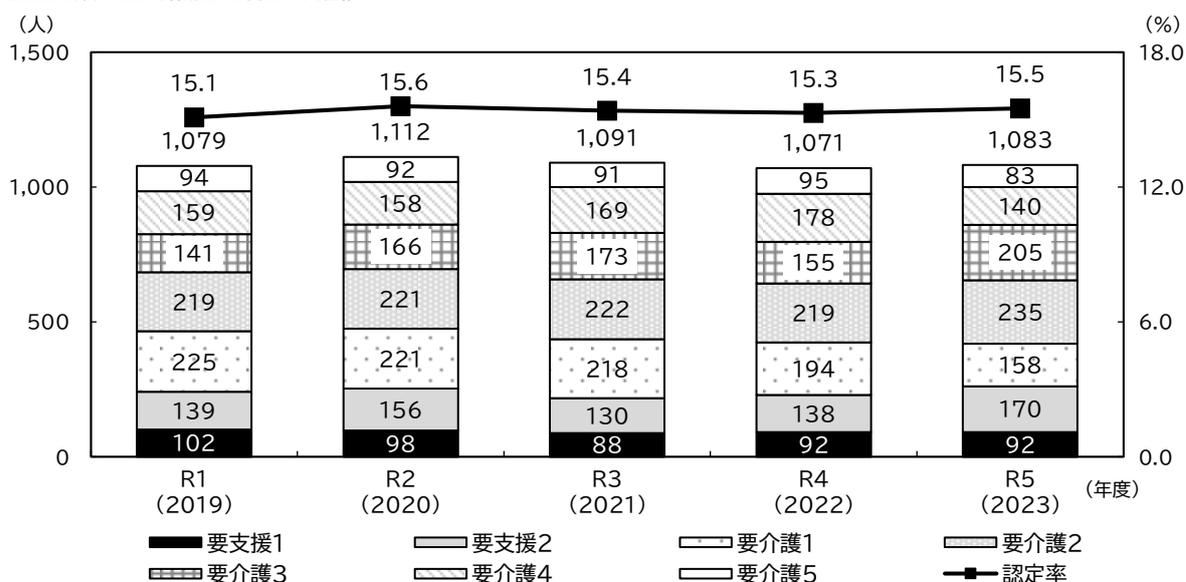


## (4) 高齢者の状況

要支援・要介護認定者数は、令和元年度（2019年度）以降は1,100人前後で推移しており、令和5年度（2023年度）で1,083人、認定率15.5%となっています。要介護度別では、要介護3で増加傾向となっています。

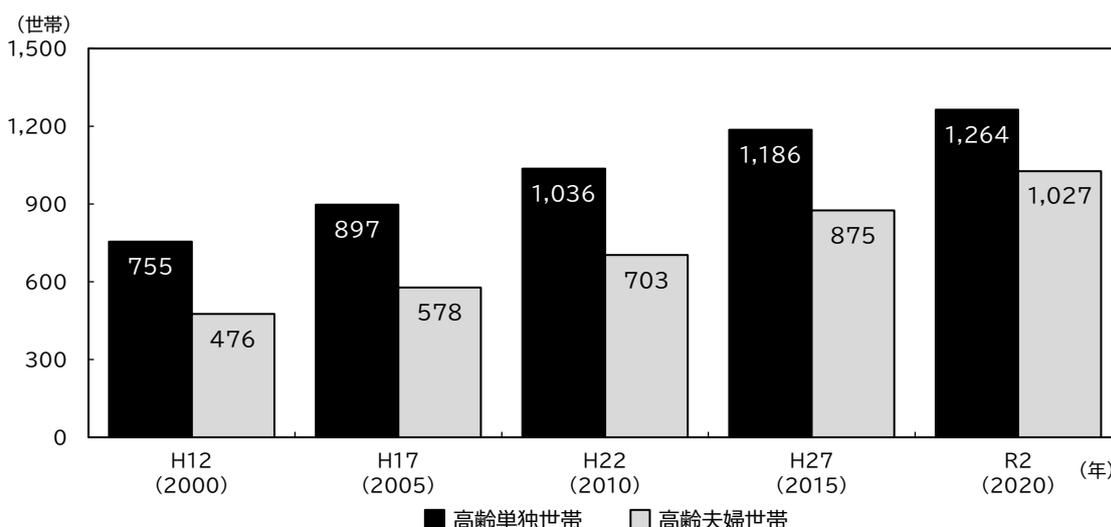
高齢単独世帯と高齢夫婦世帯は、平成12年（2000年）以降いずれも増加しています。

### ■要支援・要介護認定者数の推移



資料：介護保険事業報告年報、令和5年（2023年）は介護保険事業報告（月報、7月末時点）

### ■高齢者のみ世帯数の推移

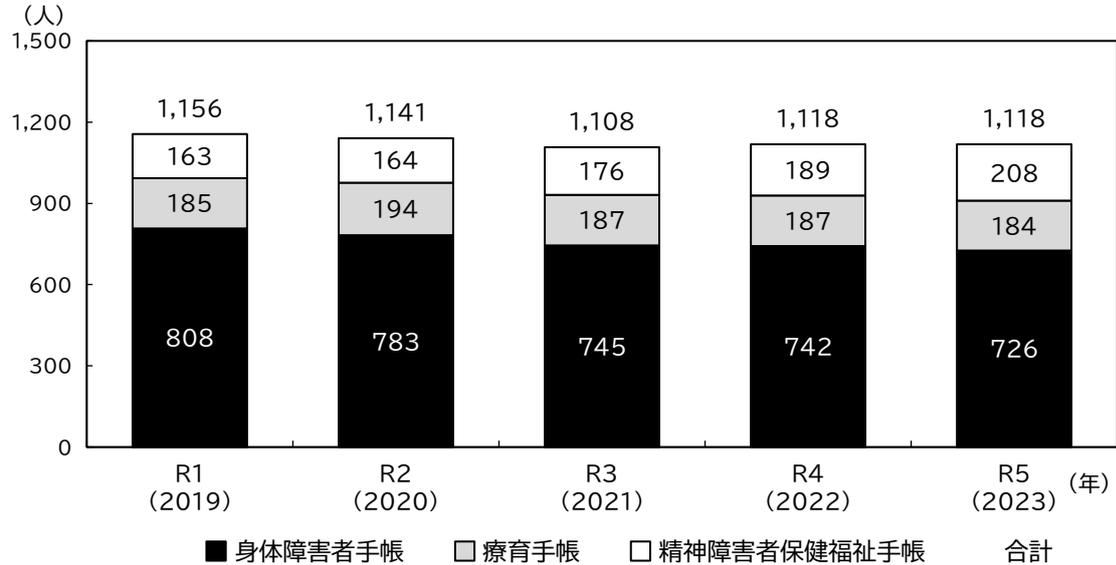


資料：総務省「国勢調査」

## (5) 障がい者の状況

障害者手帳所持者は、令和5年（2023年）で1,118人となっています。障がい別で見ると、身体障害者手帳所持者及び療育手帳所持者は減少傾向もしくはほぼ横ばいであるものの、精神障害者保健福祉手帳所持者は増加傾向となっています。

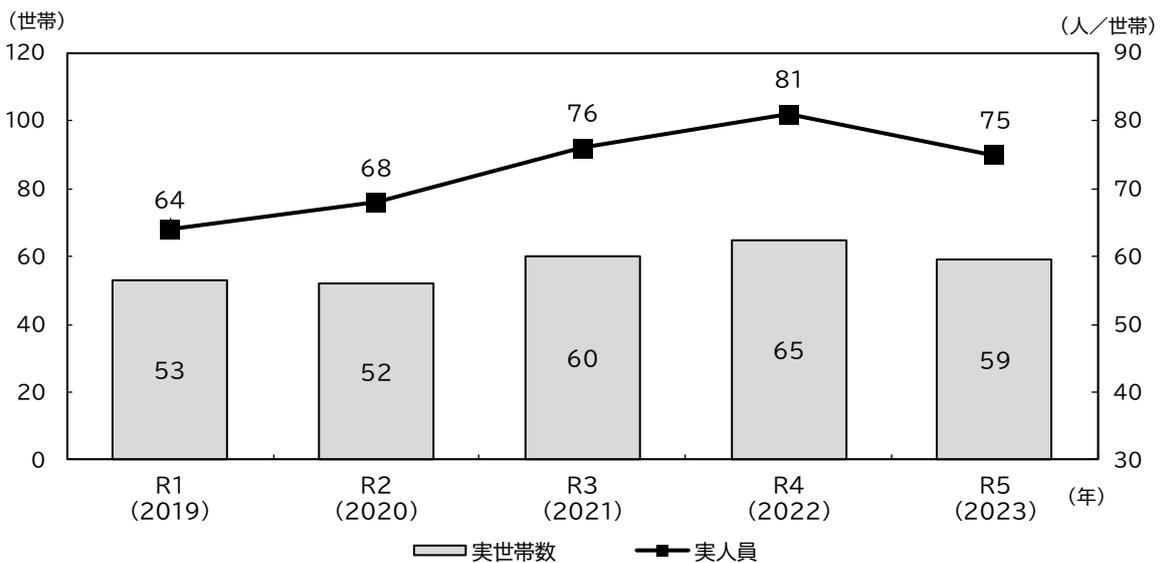
■障害者手帳所持者数の推移（各年度3月31日現在、令和5（2023）年のみ9月30日現在）



## (6) 生活保護世帯の状況

生活保護世帯は、令和5年（2023年）で実世帯が59世帯、1世帯あたり実人員が75人となっています。

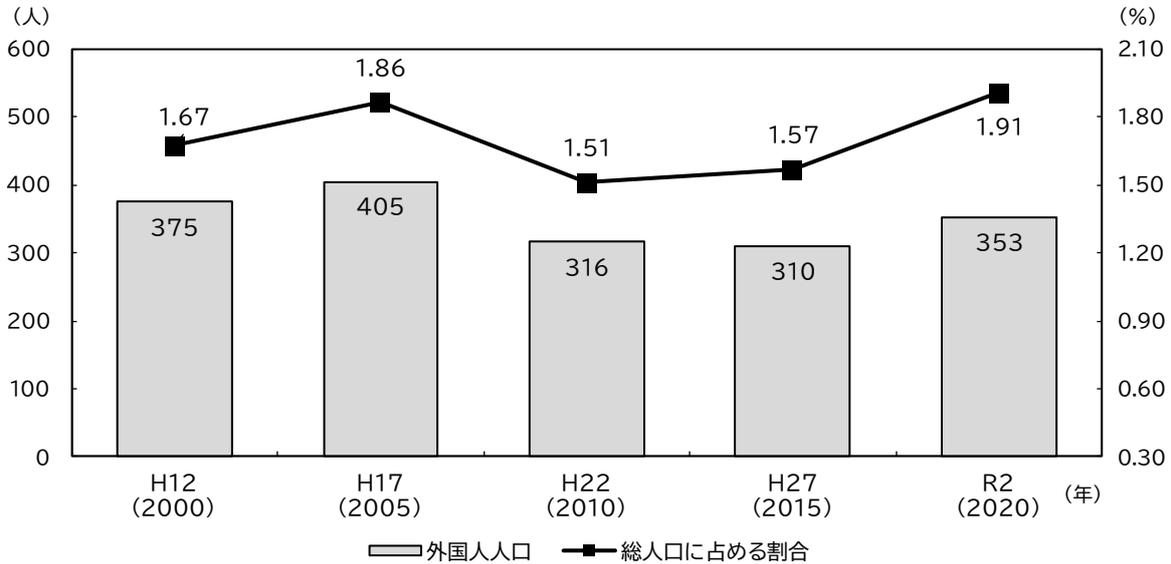
■生活保護世帯数・受給者数の推移（各年度3月31日現在、令和5（2023）年のみ9月30日現在）



## (7) 外国人住民の状況

外国人住民人口は、増減しながら推移しており、令和2年（2020年）で353人、1.91%となっています。

■外国人住民人口の推移

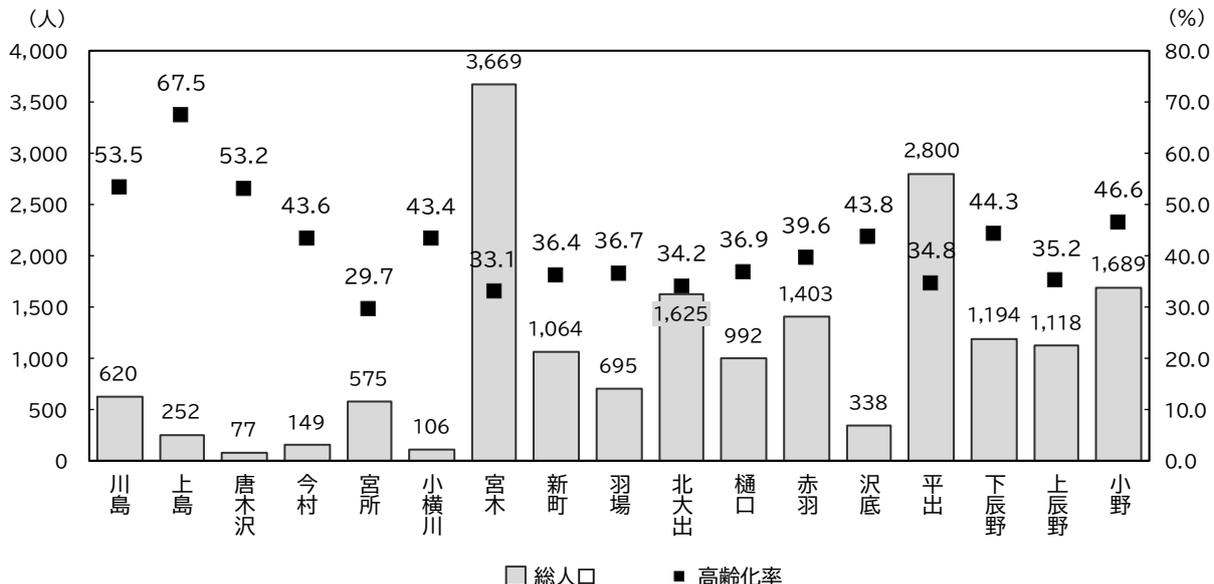


資料:総務省「国勢調査」

## (8) 地区ごとの状況

各地区の総人口は各地区で差が顕著であり、令和5年（2023年）10月1日現在、宮木地区で3,669人と最も多く、唐木沢地区で77人と最も少なくなっています。一方、高齢化率は概ね30~40%台となっているものの、上島地区では67.5%と17地区中最も高く、次いで川島地区及び唐木沢地区でそれぞれ50%台となっています。

■各地区の総人口・高齢化率の状況



資料:住民基本台帳(令和5年(2023年)10月1日現在)

## 2 各種調査結果からみる状況

### (1) 町民アンケート調査結果

町民の地域福祉に関する意識や地域活動の現状等を把握し、本計画策定の基礎資料とするため、町に在住の18歳以上の町民2,000人を対象にアンケート調査を実施しました。

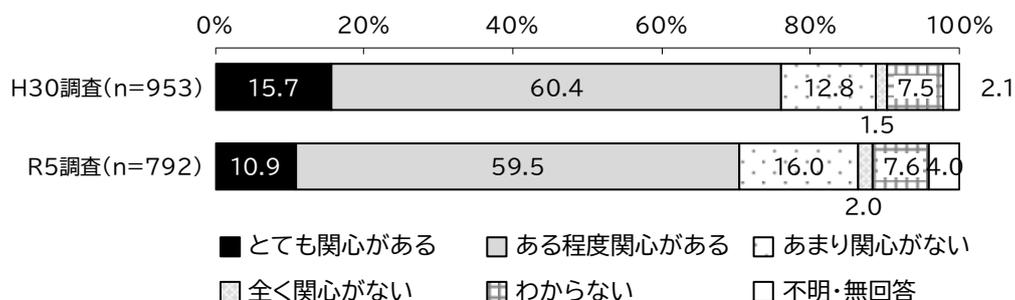
#### ■町民アンケート調査の概要

項目	内容
調査対象	町内に在住の18歳以上の町民より無作為抽出(2,000人)
調査方法	郵送配布・郵送回収またはWEB回答
調査期間	令和5年(2023年)9月5日～9月19日
回収結果	回収数: 792件 回収率: 39.6%

#### ①「福祉」への関心について

『関心がある』（「とても関心がある」と「ある程度関心がある」の合算）が70.4%、『関心がない』（「あまり関心がない」と「全く関心がない」の合算）が18.0%、「わからない」が7.6%となっています。

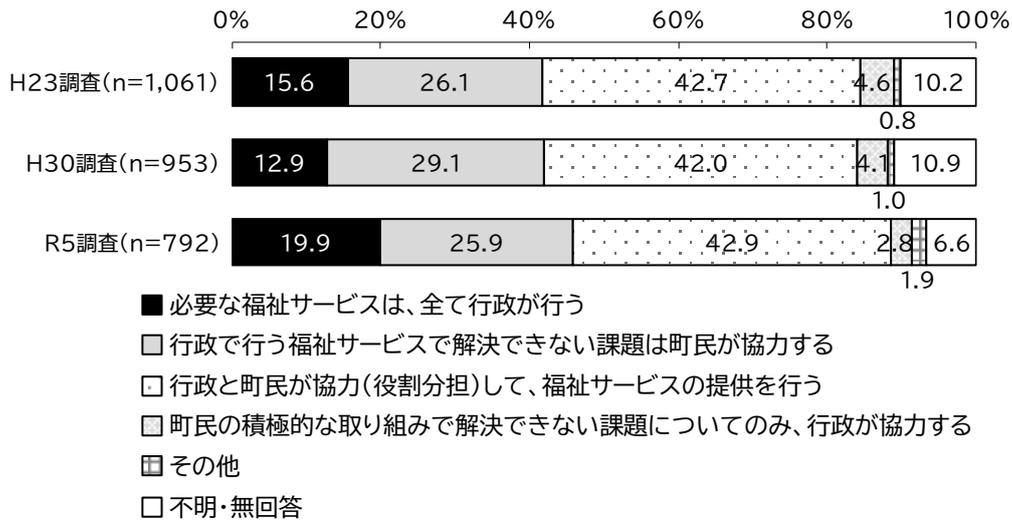
経年比較すると、『関心がある』がH30調査と比べてやや低くなっています。



## ② 各地域の福祉を充実させていくために望ましい行政と町民との関係性

「行政と町民が協力（役割分担）して、福祉サービスの提供を行う」が 42.9%と最も高く、次いで「行政で行う福祉サービスで解決できない課題は町民が協力する」が 25.9%となっています。

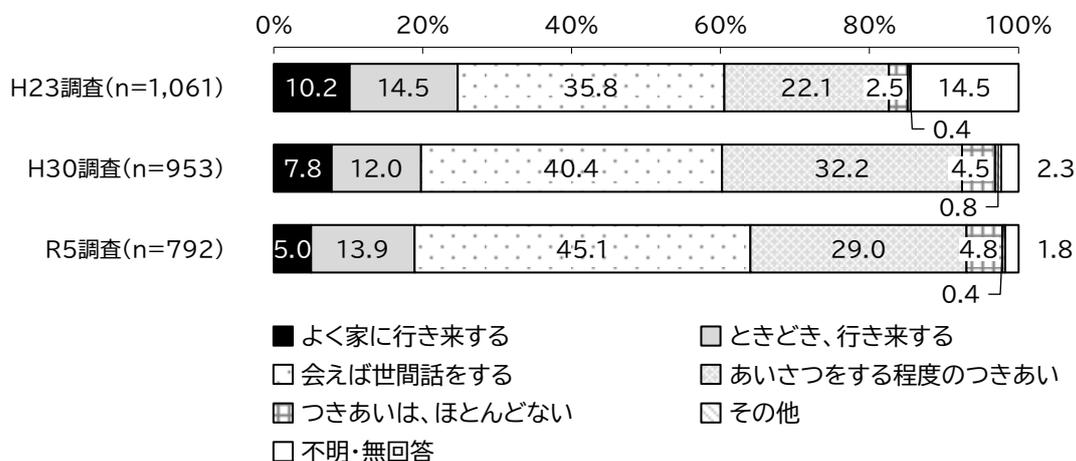
経年比較すると、いずれも「行政と町民が協力（役割分担）して、福祉サービスの提供を行う」が最も高いものの、「必要な福祉サービスは、全て行政が行う」がR5調査で 19.9%と、H30調査から 7.0ポイント高くなっています。



## ③ 近所との関わり

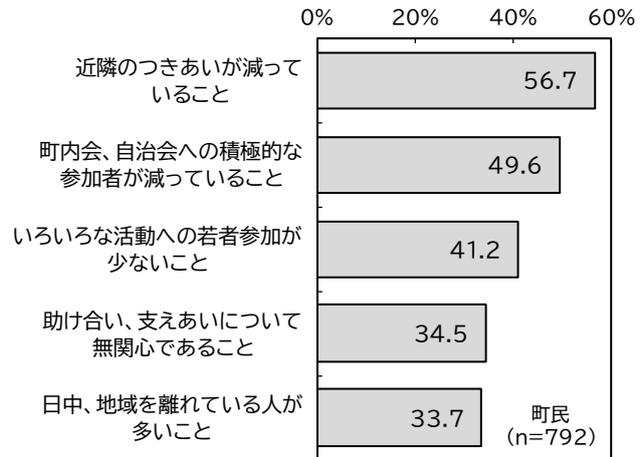
「会えば世間話をする」が 45.1%と最も高く、次いで「あいさつをする程度のつきあい」が 29.0%となっています。

経年比較すると、「よく家に行き来する」が年々低くなっており、R5調査ではH23調査の半分となっています。一方で、「会えば世間話をする」はH23調査と比べて 9.3ポイント高くなっています。



#### ④ 住みよい町を実現していく上で問題となること ※上位5位

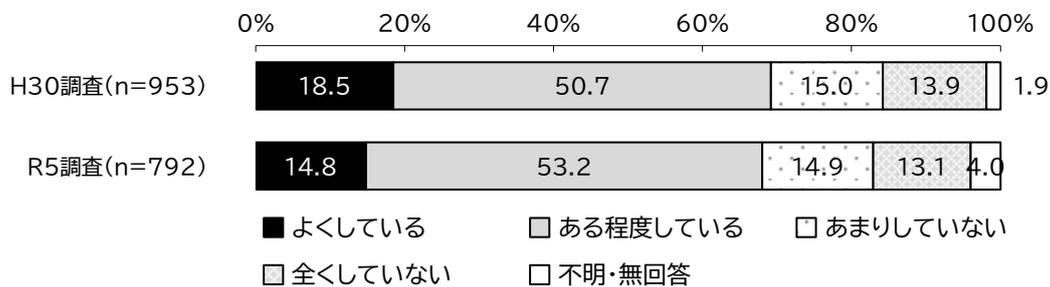
「近隣のつきあいが減っていること」が56.7%と最も高く、次いで「町内会、自治会への積極的な参加者が減っていること」が49.6%となっています。



#### ⑤ 地域内の行事や町内会活動への参加・協力について

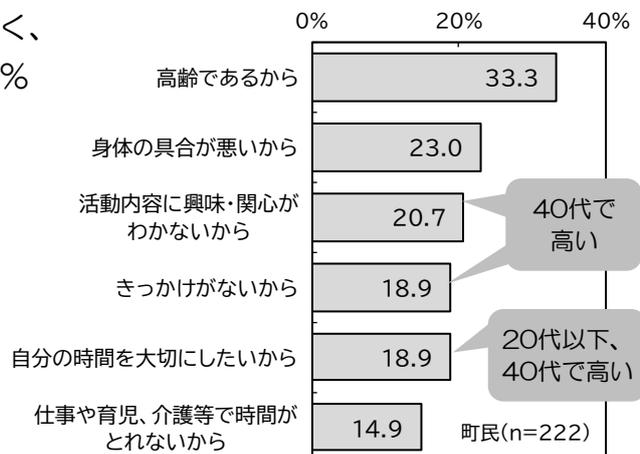
『している』（「よくしている」と「ある程度している」の合算）が68.0%、『していない』（「あまりしていない」と「全くしていない」の合算）が28.0%となっています。

経年比較すると、『している』『していない』のいずれも大きな変化はみられません。



#### ⑥ 地域内の行事や町内会活動への参加・協力していない理由 ※上位5位

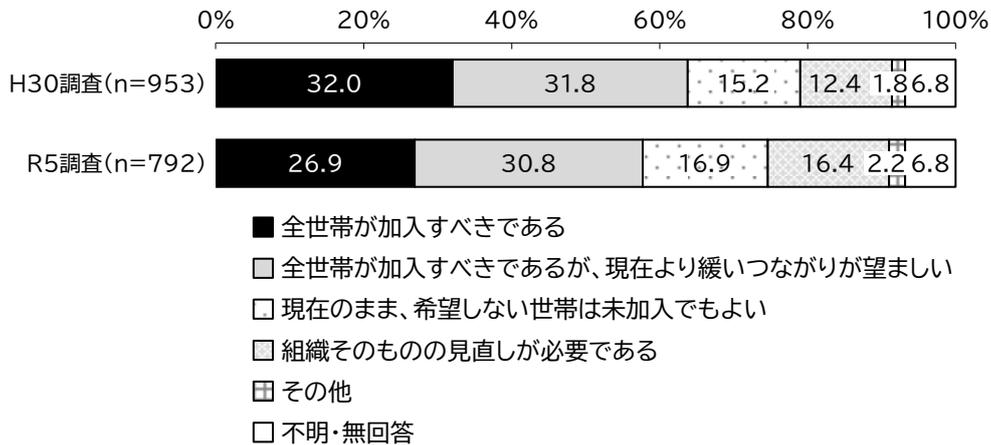
「高齢であるから」が33.3%と最も高く、次いで「身体の具合が悪いから」が23.0%となっています。



## ⑦ 自治会等の今後について

「全世帯が加入すべきであるが、現在より緩いつながりが望ましい」が 30.8%と最も高く、次いで「全世帯が加入すべきである」が 26.9%となっています。

経年比較すると、R5調査で「全世帯が加入すべきである」はやや微減となった一方で、「組織そのものの見直しが必要である」は微増となっています。

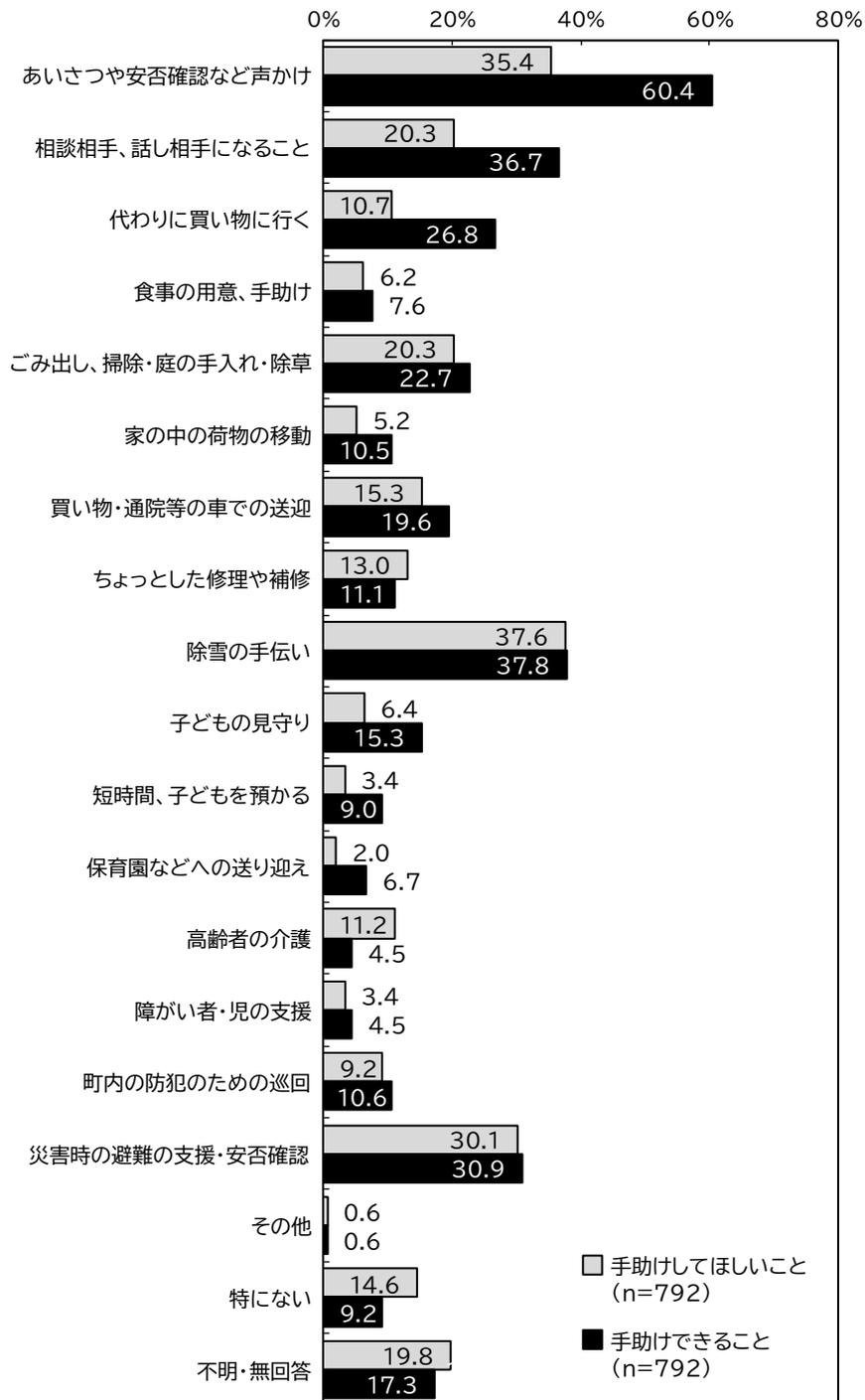


## ⑧ 地域の方に手助けをしてほしいこと・手助けできることについて

手助けしてほしいことは、「除雪の手伝い」が 37.6%と最も高く、次いで「あいさつや安否確認など声かけ」が 35.4%となっています。

手助けできることは、「あいさつや安否確認など声かけ」が 60.4%と最も高く、次いで「除雪の手伝い」が 37.8%となっています。

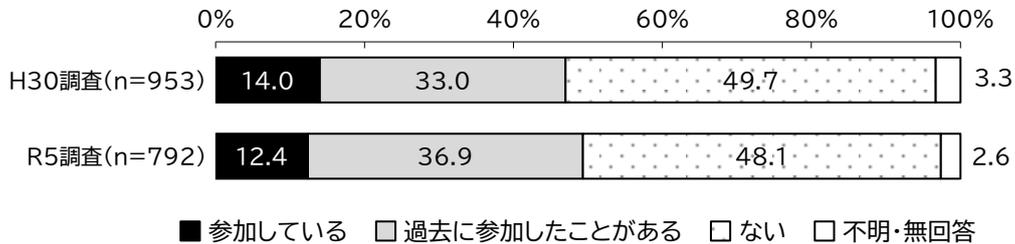
手助けしてほしいことと手助けできることを比較すると、「ちょっとした修理や補修」「高齢者の介護」「特にない」を除いた項目で、「手助けできること」（供給）が「手助けしてほしいこと」（需要）を上回っている、または同等となっています。



### ⑨ ボランティア活動への参加

「ない」が 48.1%、「過去に参加したことがある」が 36.9%、「参加している」が 12.4%となっています。

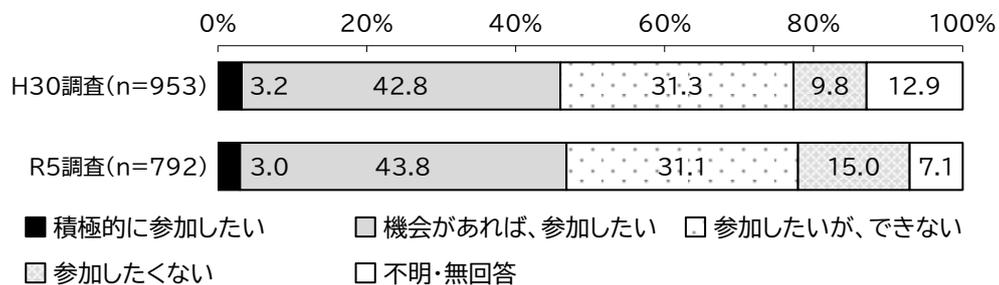
経年比較すると、R5調査で「参加している」「ない」がいずれも低くなっています。



### ⑩ ボランティア活動への参加意向

「機会があれば、参加したい」が 43.8%と最も高く、次いで「参加したいが、できない」が 31.1%となっています。

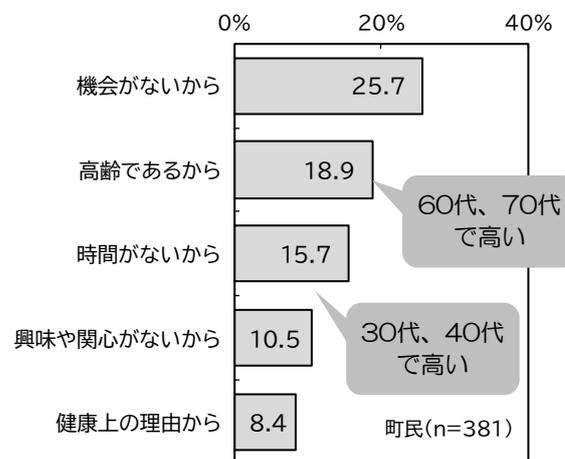
経年比較すると、R5調査で「積極的に参加したい」「機会があれば、参加したい」「参加したいが、できない」に大きな変化はない一方で、「参加したくない」がやや高くなっています。



### ⑪ ボランティア活動に参加したくない（できない）主な理由について ※上位5位

※ボランティア活動に「参加したいが、できない」「参加したくない」と回答した方のみ

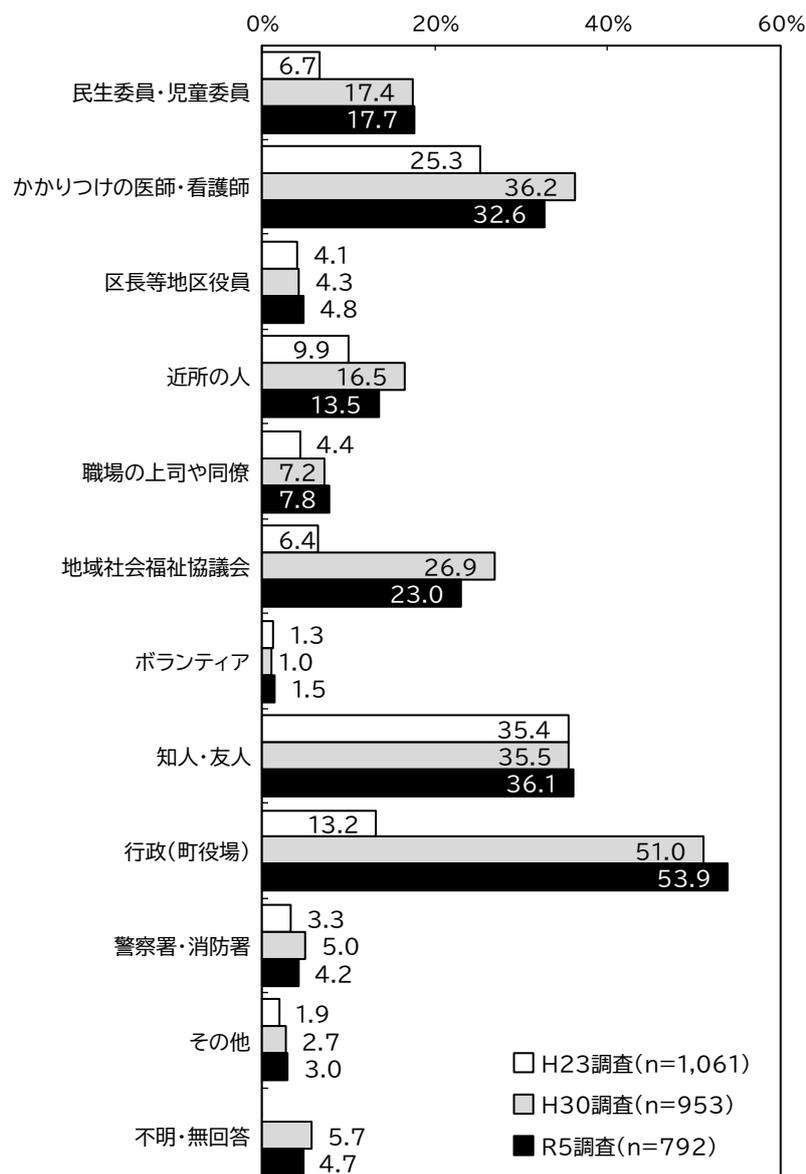
「高齢であるから」が 32.9%と最も高く、次いで「健康上の理由から」が 24.1%となっています。



## ⑫ 生活上で困ったり、福祉サービスが必要になった時の相談先

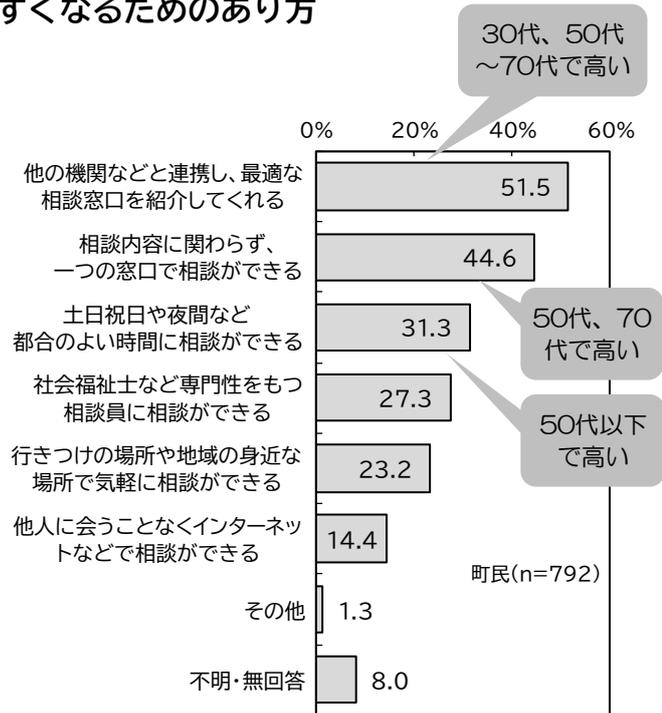
「行政（町役場）」が53.9%と最も高く、次いで「知人・友人」が36.1%となっています。

経年比較すると、H30 調査以降で「行政（町役場）」が高くなっており、「民生委員・児童委員」についても増加しています。



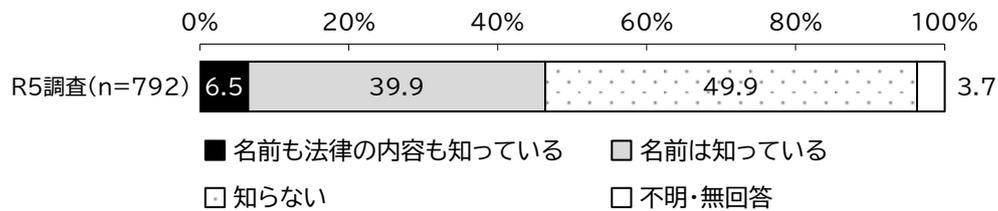
### ⑬ 福祉に関する相談窓口が利用しやすくなるためのあり方

「他の機関などと連携し、最適な相談窓口を紹介してくれる」が51.5%と最も高く、次いで「相談内容に関わらず、一つの窓口で相談ができる」が44.6%となっています。



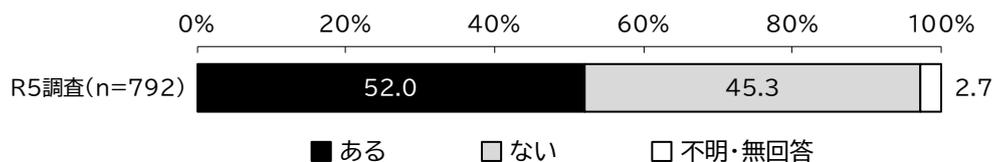
### ⑭ 再犯防止推進法の認知度

「知らない」が49.9%と最も高く、次いで「名前は知っている」が39.9%、「名前も法律の内容も知っている」が6.6%となっています。



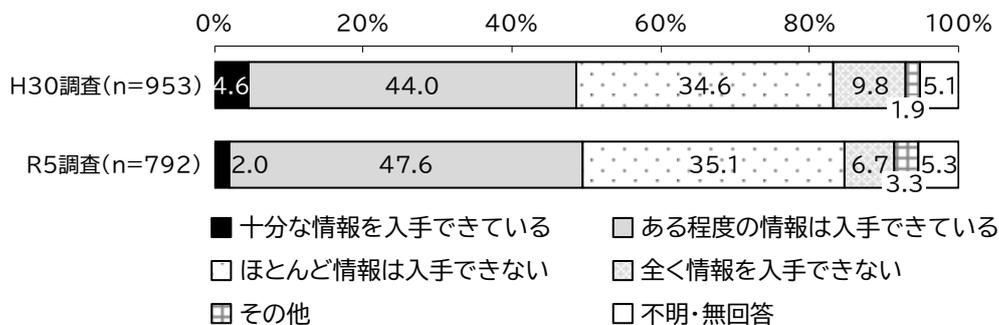
### ⑮ 「仲間と気軽に集まれる場所」について

「ある」が52.0%、「ない」が45.3%となっています。



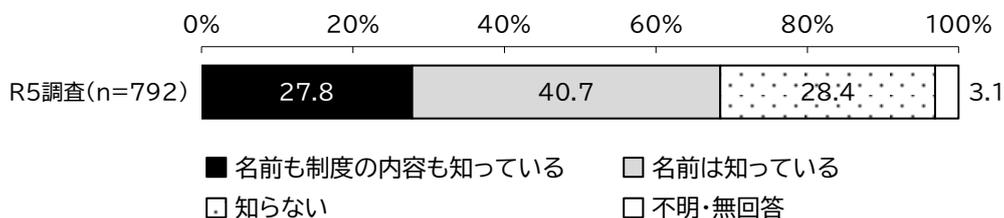
## ⑩ 福祉サービスなど必要な情報の入手状況

『入手できている』（「十分な情報を入手できている」と「ある程度の情報は入手できている」の合算）が49.6%、『入手できない』（「ほとんど情報は入手できない」と「全く情報を入手できない」の合算）が41.8%、「その他」が3.3%となっています。  
 経年比較すると、『入手できている』が微増、『入手できない』が微減となっています。



## ⑪ 成年後見制度の認知度

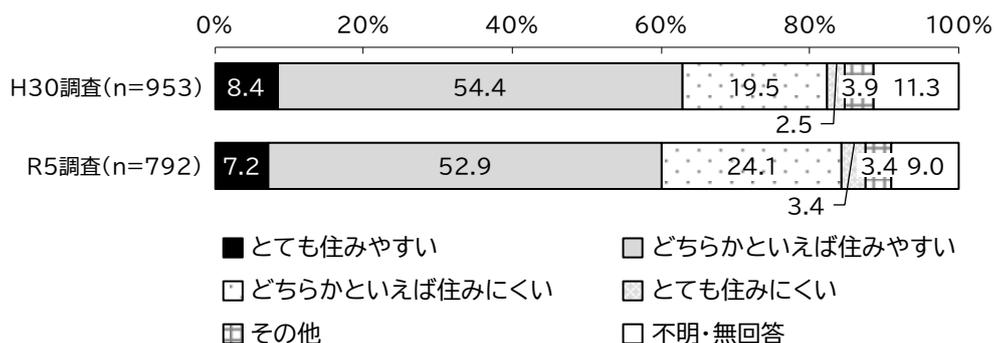
「名前を知っている」が40.7%と最も高く、次いで「知らない」が28.4%、「名前も制度の内容も知っている」が27.8%となっています。



## ⑫ 町の住みやすさについて

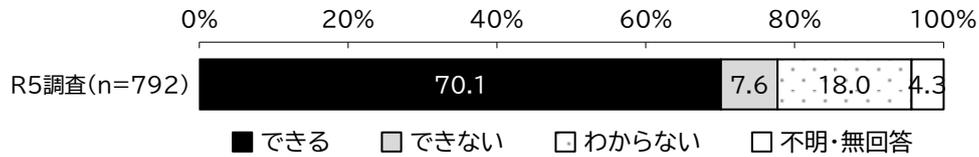
『住みやすい』（「とても住みやすい」と「どちらかといえば住みやすい」の合算）が60.1%、『住みにくい』（「どちらかといえば住みにくい」と「とても住みにくい」の合算）が27.5%、「その他」が3.4%となっています。

経年比較すると、『住みやすい』がやや低くなり、『住みにくい』が5.5ポイント高くなっています。



### ⑱ 災害発生時の自力避難の可否

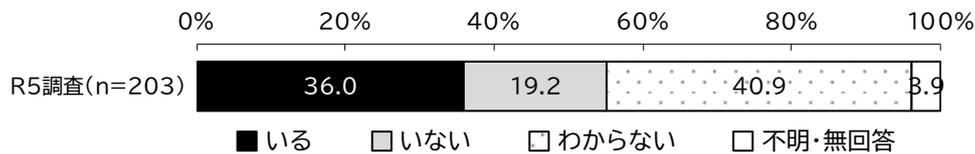
「できる」が70.1%、「わからない」が18.1%、「できない」が7.6%となっています。



### ⑳ 災害発生時の支援者等の有無

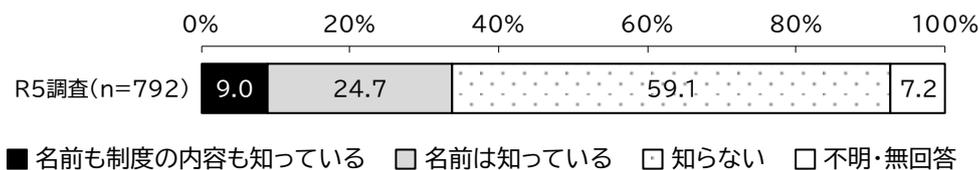
※災害発生時に自力避難が「できない」「わからない」と回答した方のみ

「わからない」が40.9%、「いる」が36.0%、「いない」が19.2%となっています。



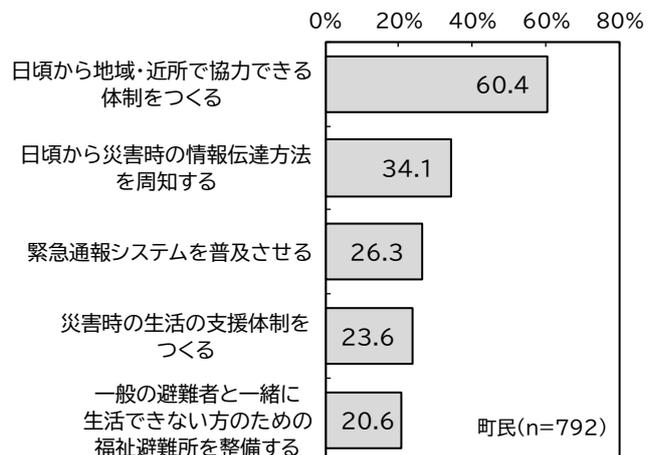
### ㉑ 避難行動要支援者支援制度の認知度について

「知らない」が59.1%、「名前は知っている」が24.7%、「名前も制度の内容も知っている」が9.0%となっています。



### ㉒ 災害時に手助けを必要とする方に対する対策について ※上位5位

「日頃から地域・近所で協力できる体制をつくる」が60.4%と最も高く、次いで「日頃から災害時の情報伝達方法を周知する」が34.1%となっています。



## (2) 団体ヒアリング調査結果

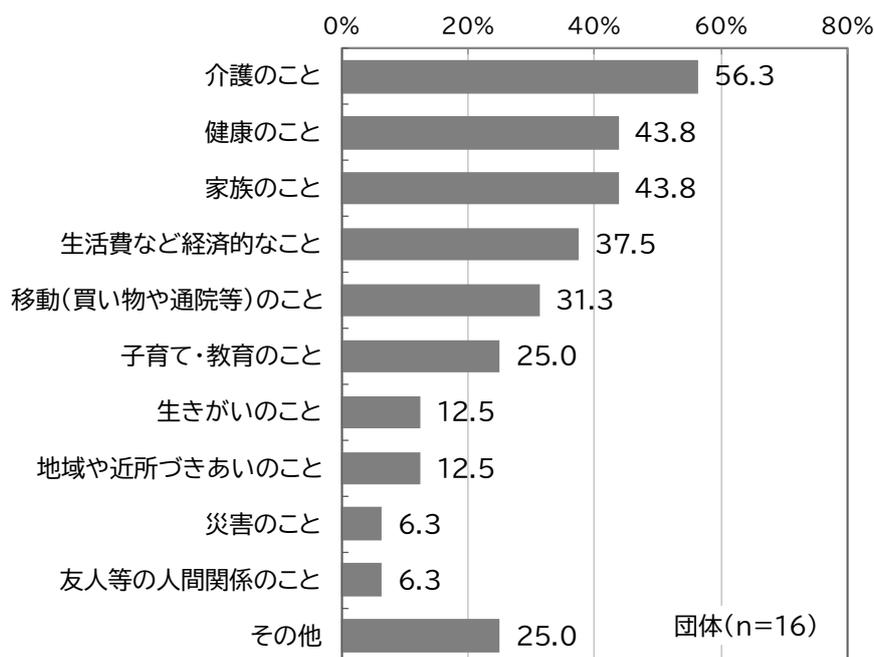
町内の関係機関・団体での活動者を対象に地域福祉に関する課題や現状等について本計画策定の基礎資料とするため、ヒアリングシート調査を実施しました。

### ■団体ヒアリング調査の概要

項目	内容
調査対象	町内の関係機関・団体(20 法人、22 事業所)
調査方法	郵送またはメール配布・郵送またはFAX、メールのいずれかにて回収
調査期間	令和5年(2023年)10月5日~10月20日
回収結果	回収数: 16件 回収率: 72.7%

### ① 相談を受けたことがある悩み事や不安

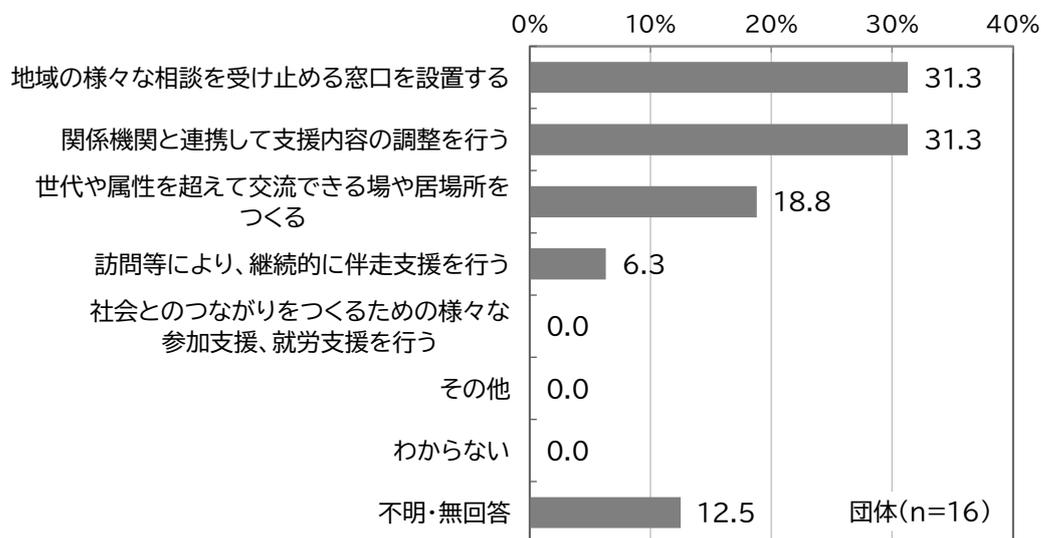
「介護のこと」が 56.3%と最も高く、次いで「健康のこと」「家族のこと」がそれぞれ 43.8%、「生活費など経済的なこと」が 37.5%となっています。



※回答が0件の項目は省略して掲載。

## ② 困難事例や複合的な課題を解決するために必要だと思う施策

「地域の様々な相談を受け止める窓口を設置する」「関係機関と連携して支援内容の調整を行う」がそれぞれ 31.3%、「世代や属性を超えて交流できる場や居場所をつくる」が 18.8%となっています。



## ③ 不足していると思うサービスや支援（主な意見）

項目	不足していると感じるサービス・支援
ちょっとした困りごとへの支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急時のちょっとした困りごとの相談窓口と解決を考えてくれる窓口</li> <li>・日常生活のちょっとした困りごとを相談できる、話し合える窓口と場所</li> <li>・地域の支え合い</li> </ul>
移動支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・デマンド交通</li> </ul>
高齢者支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護施設、介護事業所</li> <li>・訪問介護ヘルパー</li> </ul>
子ども・子育て支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小さな子がいる家庭や保育園、小学校に行きづらい子への支援とそのご家族への支援</li> <li>・作業療法士、言語聴覚士、理学療法士によるリハビリ</li> <li>・子どもの遊び場所</li> </ul>
障がい者(児)支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障がい児に対するサービス</li> <li>・障がいのある方への支援</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・気軽に依頼できるボランティアグループ等</li> <li>・鍵預かりサービス</li> <li>・身寄りのない人への支援体制</li> <li>・療養型施設</li> </ul>

### (3) 町民ワークショップの結果

町の地域福祉に関する強みや弱みを町民視点で把握し、本計画策定の基礎資料とするとともに、町民との協働によるまちづくりを進める機会として、町民ワークショップを実施しました。

#### ■町民ワークショップの概要

項目	内容
開催日	令和5年(2023年)10月24日
参加者	町民23名
テーマ	みんなで語ろう！辰野町の地域福祉 ～辰野町の「良いところ」「良くしたいところ」とは？ 「良いところ」を伸ばし、「良くしたいところ」を改善する取組とは？～

#### ① 町のよいところ【強み】

項目	主な意見
地区のつながり	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 地域のつながりがある。</li> <li>• 各区独自の取組がある。(他地区のモデルや参考になる事もある)</li> <li>• 地区ごとのまとまりがある。</li> <li>• 昔から様々な習わしや行事等の中で「困ったときはお互い様」の考えを感じられる。</li> <li>• 草刈り、タイヤ交換などコミュニティ(地域)での支え合いがある。</li> <li>• 地元に愛着がある。</li> </ul>
交流・居場所	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 地域の居場所が多い。(ボランティアセンター、茶の間、フューチャーセンター、こどもCaféあかりなど)</li> <li>• 地区によっては男性の集う場がある。</li> <li>• 童謡公園など子どもも大人も利用できる場所がある。</li> <li>• 農家同士、近所同士で語り合う場がある。</li> <li>• 行事を大切にしている。</li> <li>• 「どんぶや」「どんど焼き」などの地域行事や地域ごとの祭り等により、世代を超えた交流、縦のつながりができている。</li> <li>• 地域の伝統が継続している。</li> </ul>
自然	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 自然が多い、豊か。</li> <li>• 森林等多くて空気が良い。</li> <li>• 桜、水仙など独自の特色がある。</li> <li>• 景観が良い。</li> <li>• ほたるで有名になっている。</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 広域アクセスが良い。</li> <li>• 元気な高齢者が多い。</li> <li>• 災害が少なく住みやすい。</li> <li>• 優しい人が多い。</li> </ul>

## ② 町のよくなりたいところ【弱み】

項目	主な意見
少子 高齢化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢化が進んでいる。</li> <li>・若い世代・子育て世代が少ない。</li> <li>・人口が減少している。</li> <li>・単身世帯が増加している。</li> </ul>
地域活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自治会への加入者が減少している。</li> <li>・定年延長や高齢化等により、地域の役員のなり手が不足している。</li> <li>・地域活動への若い世代の参加が少ない。</li> <li>・女性の役員が少ない。</li> <li>・役員の負担割合が大きい。</li> <li>・コロナ禍で地域のつながりが希薄化した。</li> </ul>
交流・ 居場所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・近所付き合いが少なくなってきた。</li> <li>・みんなが集える場所が少ない。</li> <li>・世代を超えたつながりが薄い。</li> <li>・世代間で考え方に格差がある。</li> <li>・男性の社会参加が少ない。</li> <li>・サークル等の参加者が固定されている。</li> <li>・行事に参加しない人が増加している。</li> <li>・行事への参加者が偏っている。</li> <li>・単発の行事が多く、継続性がない。</li> </ul>
移動	<ul style="list-style-type: none"> <li>・外に出ていく手段が少ない。</li> <li>・免許返納後の町外への移動が困難。</li> <li>・買い物、通院などの移動手段が少ない。</li> <li>・イベント等へ参加したくても、現地へ行く手段がない。</li> </ul>
情報発信	<ul style="list-style-type: none"> <li>・PR不足。（地域の情報が伝わっていない）</li> <li>・サービスや制度があっても知らない人が多い。</li> <li>・町の良さをアピールする方法が限られている。</li> </ul>
空き家等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・空き家、空き店舗が増加している。</li> <li>・荒廃農地が増加している。</li> </ul>

## ③ 「良いところ」を伸ばし「良くなりたいところ」を改善する取組

項目	主な意見
子育て 支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子育て世代が住みやすい環境をつくる。（気軽に子どもを預けられる仕組みなど）</li> <li>・子どもの居場所をつくる。</li> <li>・子育て世代に向けた住居や土地の提案、特色ある教育、特化したスポーツなど、町民の声をすくいながら、行政とともにできることからやっていく。</li> <li>・産科を増やす。</li> </ul>
高齢者 支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・退職したての人に地域の行事でどんな団体が活動しているか話す</li> <li>・退職年代の人達にボランティアなどへの参加を呼びかける。</li> <li>・高齢者の見守り隊を結成する。</li> <li>・教室等を開催し、高齢者の外出機会をつくる。</li> </ul>
地域活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>・行政が主体となるのではなく、町民一人ひとりが参加する住民主体のまちづくりを推進していく。</li> <li>・役員報酬を上げる。</li> <li>・若い人（仕事をしている人）も役員が務められる環境整備を進める。</li> </ul>

項目	主な意見
地域活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 若者同士による相談の場を設ける。</li> <li>• 地域活動に若い世代（子ども含む）が参加できるような工夫をする。</li> <li>• 団体等の紹介（PR）を行う。</li> <li>• 地域間で活動等の紹介や交流する機会を設ける。</li> </ul>
交流・居場所	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 楽しく、つながり、誘いあう、近所付き合いを進める。</li> <li>• となり組でのお茶会を実施する。</li> <li>• 向こう三軒両隣で近所のとつながりができる場所づくりをする。</li> <li>• 資金補助や補助申請の簡素化により、企画しやすい環境を整える。</li> <li>• 「記念樹」制度で緑化と思い出づくりを行う。</li> <li>• 子どもが参加しやすく、親子の参加につながるイベントを企画する。</li> <li>• 地域の伝統をアピールして、幅広い世代に参加してもらう。</li> <li>• 組を超えて地区の祭りを継続させる。</li> <li>• 小規模で参加しやすいイベントを実施する。</li> <li>• ほたる祭りを継続し、団結を強めたり、人を呼び込んだりする。</li> </ul>
移動	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 町外への移動支援を拡充する。</li> <li>• 地域で協力して送り迎えを行う。</li> <li>• 買い物バスツアーを企画する。</li> </ul>
情報発信	<ul style="list-style-type: none"> <li>• SNSを活用する。</li> <li>• PRにスーパーなどの民間企業を活用した情報発信を検討する。</li> <li>• 町、病院、社会福祉協議会など福祉に関する情報を一元化した媒体をつくる。</li> </ul>
空き家等	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 空き地に移住者を募る。</li> <li>• 空き地に人が集まれる場所をつくる。</li> <li>• 補助金の条件や書類等の簡略化を図る。</li> </ul>
自然	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 景色が良いところの手入れ・整備を継続して行う。</li> <li>• 老朽化している城前線の桜の保全を行う。</li> <li>• 公園、里山など自然を活かした地域づくりを進める。</li> <li>• 桜、山、紅葉などを活かした観光名所を増やす。</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 歩行者が安心して通れるよう、道を整備する。</li> <li>• 人それぞれ価値観は違うが、方向性が大まかに一致すれば推進力になる。</li> <li>• 移動販売車の利便性の向上と活用を推進する。</li> <li>• 町の1年を楽しむことができる「辰野町パスポート」をつくる。</li> <li>• 制度や仕組みにはめない形での支援を検討する。</li> <li>• 行政・住民などそれぞれでできるところをさぐりながら、皆が納得できる良いまちづくりを目指す。</li> </ul>

## 第3章 計画の基本的な考え方

# 1 基本理念

町では、平成25年（2013年）に策定した「辰野町地域福祉計画」において、基本理念を「ともに理解し支え合う 光と笑顔があふれる 福祉のまち たつの」と設定し、地域福祉を推進してきました。

今後、少子高齢化や核家族化が進行し、地域の支え合い機能の低下や、福祉課題の多様化・複雑化が予想される中で、新たなニーズへの対応や課題解決へ向けた取組が求められています。

国では、令和2年（2020年）6月に「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」が公布され、地域福祉の推進にあたり、住民同士が相互に尊重し合いながら参加し、地域共生社会の実現を目指す必要があることが明記されました。多様な主体がそれぞれ役割を持ち、地域の関係団体等とつながりながら、住み続けられる持続可能な地域をつくり、誰一人取り残さない地域共生社会の実現に向け、様々な取組を進めていく必要があります。

以上を踏まえ、本計画の推進にあたり、基本理念を次のように定めます。

< 基本理念 >

ともに理解し支え合う

光と笑顔があふれる 地域共生のまち たつの

## 2 行動目標

基本理念である「ともに理解し支え合う 光と笑顔があふれる 地域共生のまち たつの」の実現に向けて、3つの行動目標を掲げ本計画を推進します。

### 行動目標1 地域のつながりを深める

---

広報・啓発や福祉教育により、町民の地域福祉への関心を高めるとともに、地域において交流や活動の拠点となる場づくりに取組、住民同士でつながり支え合う地域づくりを推進します。また、ボランティアや地域活動が活発に行えるよう、担い手となる人材の確保や育成や町民が参加しやすい環境やきっかけづくりのために、団体等への支援を行います。

### 行動目標2 支援を充実する

---

町民一人ひとりが必要な時に適切な支援を受けられるよう、地域や関係団体などと連携し、包括的な支援体制を整備するとともに、サービスの充実や支援に取組ます。また、権利擁護や生活困窮者支援、再犯防止などを推進し、多様な困難を抱える人への支援の充実を図ります。

### 行動目標3 安心・安全なまちをつくる

---

バリアフリー・ユニバーサルデザインの推進、移動手段の確保の取組などにより、誰もが暮らしやすいまちづくりを推進します。また、日頃からの防災・防犯活動を充実し、意識向上を図るとともに、安全・安心に暮らせる地域の連携体制の整備を進めます。

### 3 施策の体系

基本理念	行動目標	施策
<p>ともに理解し支え合う 光と笑顔があふれる 地域共生のまち たつの</p>	<p>行動目標 1 地域のつながりを深める</p>	<p>1 支え合う意識の高揚</p> <p>2 地域における交流の促進</p> <p>3 地域における福祉・支え合い活動の推進</p>
	<p>行動目標 2 支援を充実する</p>	<p>1 相談支援体制の充実</p> <p>2 多様な困難を抱える人への支援の充実</p> <p>3 孤独・孤立化の防止</p> <p>4 福祉サービスの充実</p> <p>5 権利擁護の推進</p>
	<p>行動目標 3 安心・安全なまちをつくる</p>	<p>1 都市基盤の整備</p> <p>2 防災・防犯対策の拡充</p>

## 第4章 施策の展開

# 行動目標 1 地域のつながりを深める

## 1-1 支え合う意識の高揚

### 現状・課題

- アンケート調査によると、福祉への関心について約7割が『関心がある』と回答していますが、前回調査と比較すると、関心の低下がうかがえます。また、地域の福祉を充実させるための行政と町民の関係性について「行政と町民が協力（役割分担）して、福祉サービスの提供を行う」が最も高くなっていますが、前回調査と比較すると「必要な福祉サービスは、全て行政が行う」が増加し、「行政で行う福祉サービスで解決できない課題は町民が協力する」が減少しています。
- 地域福祉の必要性や「地域共生社会」の重要性、地域組織等の役割について、町民に理解してもらい、地域福祉活動に参加・参画してもらうための情報発信や啓発の工夫が必要です。また、子どもへの福祉教育や、地域福祉等に興味・関心がある人向けの学習機会の提供、そして無関心層への啓発等を行っていく必要があります。

### 具体的な取組

#### (1) 地域福祉に関する広報・啓発の推進 [全課]

- 「広報たつの」や町のホームページ、新聞、告知システム、「ほたるチャンネル」、町公式 LINE、その他 SNS 等のあらゆる媒体を活用し、福祉に関するあらゆる情報発信・啓発を行います。
- 各種団体が実施している事業や取組に関する情報発信・啓発を行います。
- 障がいの有無や性別、国籍等に関わりなく、地域の様々な人がともに地域活動を行う機会を提供することで、互いの理解を深め、支え合う心を育みます。

#### (2) 学校や地域における福祉教育の推進 [保健福祉課、教育委員会、社会福祉協議会]

- 町内の小中学校において、当事者講師やボランティア団体、職員による福祉教育を実施します。
- 地域福祉について学ぶ講座や講演会を実施します。

## 1—2 地域における交流の促進

### 現状・課題

- アンケート調査によると、近所との関わりについて前回調査と比較して親しく付き合っている割合が減少しており、希薄化がみられます。また、住みよい町を実現していく上で問題となっていることについて「近隣との付き合いが減っていること」が最も高くなっており、近所付き合いについて課題に感じている人が多いことがうかがえます。
- アンケート調査によると、地域内の行事や町内会活動への参加・協力について約3割が『していない』と回答しています。参加・協力していない理由について、年代によって傾向がみられ、20代以下で「きっかけがないから」、30、50、60代では「仕事や育児、介護等で時間がとれないから」、40代で「活動内容に興味・関心がないから」、70代以上で「高齢であるから」がそれぞれ最も高くなっていきます。
- アンケート調査によると、自治会等の今後について「全世帯が加入すべきであるが、現在より緩いつながりが望ましい」が最も高くなっていきます。一方で、前回調査と比較すると「組織そのものの見直しが必要である」が増加しています。
- 団体調査によると、自治会未加入者の増加や地区の役員のなり手不足が課題として挙げられました。
- 自治会への加入促進や地域活動への参加促進に向けた啓発を進めるとともに、地域組織への支援と負担軽減に努めることが求められます。また、地域活動住民同士が交流することができる場や機会の充実を図る必要があります。

### 具体的な取組

#### (3) 地域活動の促進 [全課]

- あらゆる年代、世代の地域活動への参加を促すため、環境の整備や活動内容の検討を進めます。
- 町民が地区の情報を得て、活動に参加することができるよう、行政区と連携し、未加入世帯の自治会への加入を促します。
- 辰野町シニアクラブ連合会、子ども会、公民館活動の充実に向けた支援を行います。

#### (4) 地域福祉の拠点づくり [保健福祉課、教育委員会、社会福祉協議会]

- 公共施設における生涯学習講座や各種教室等の充実を図ります。
- ふれ愛サロンなど交流や支え合い活動の場づくりへの支援を行い、誰もが集える地域の居場所の充実を図ります。
- 介護予防センターや老人福祉センターなどの公共施設を、地域福祉の拠点として活用します。

**(5) 多世代交流の促進** [保健福祉課、子育て応援課、教育委員会、社会福祉協議会]

- 地域や学校等における行事において、児童・生徒と地域住民が交流する場の充実を促します。
- 町内の全ての小中学校において、「信州型コミュニティスクール」の取組を進めます。

## 1—3 地域における福祉・支え合い活動の推進

### 現状・課題

- 地域の抱える課題が多様化する中で、住民同士の支え合い活動は重要になっていますが、町では少子高齢化が進行しており、担い手の減少が見込まれます。
- アンケート調査によると、地域の方に手助けしてほしいこと・手助けできることについて、「あいさつや安否確認など声かけ」「除雪の手伝い」など多くの項目で手助けできることが手助けしてほしいことを上回っています。
- アンケート調査によると、ボランティア活動への参加について「参加している」という回答は約1割となっています。また、参加意向について前回調査と比較すると「参加したくない」が増加しています。ボランティア活動に参加したくない（できない）理由について、「機会がないから」が最も高くなっています。
- 地域における住民同士の支え合い、ボランティア活動の担い手の確保・育成や、活動を継続するための様々な支援の充実、仕組みづくり等が必要です。

### 具体的な取組

#### (6) 住民同士の支え合いの促進 [保健福祉課、子育て応援課、社会福祉協議会]

- 新たな地域福祉活動等の担い手の確保・育成を図るため、認知症サポーターや生活支援サポーター、子育てサポーター等の養成を目的とした講座を実施します。
- 地域自立支援協議会や地域ケア会議において、地域の福祉課題やニーズ、支援の担い手の情報交換を行います。
- 生活支援の担い手の養成・発掘等の地域資源の開発やそのネットワーク化などを行う生活支援コーディネーターの活動を促進します。

#### (7) 身近な見守り活動の活性化 [総務課、保健福祉課、教育委員会、社会福祉協議会]

- 地元新聞店や郵便局と連携し、ポストへの新聞や郵便物のたまり方から異常事態を察知し、住居者の安否確認を行います。
- 各種福祉サービス事業者等と連携し、安否確認の強化を図ります。
- 地域のボランティアや民生児童委員、PTA等による児童・生徒の登下校時の見守り活動の実施を推進します。

## **(8) ボランティア活動や多様な住民活動の推進**

**[まちづくり政策課、保健福祉課、社会福祉協議会]**

- ボランティア活動や地域活動への参加を促すため、周知や活動内容を検討します。
- 協働のまちづくり指針に基づき、町民、地域、団体、行政等との連携のもと、協働活動を推進します。
- 地域に必要な福祉サービスの内容や福祉事業の運営方法について、ボランティア団体やNPO法人、福祉サービス提供事業者等との情報交換に努めます。

## **(9) 地域活動者間の連携強化 [保健福祉課、辰野病院、社会福祉協議会]**

- 各行政区の地域活動の内容や事例を共有する場を設けます。
- 福祉や保健、医療をはじめ、各分野における町全域での既存のネットワークとの情報共有や連携を図ることで、地域福祉と各分野のつながりを強化します。

## 行動目標２ 支援を充実する

### 2-1 相談支援体制の充実

#### 現状・課題

- 8050問題やダブルケアなどの複合的な問題を抱える世帯や、ひきこもり、生活困窮、セルフネグレクトなど既存の福祉制度の狭間となる課題が顕在化し、社会問題となっています。
- アンケート調査によると、生活上で困ったり、福祉サービスが必要になったりした時の相談先について「行政（町役場）」が最も高くなっています。また、相談しやすいと思う福祉に関する相談窓口は、「他の機関などと連携し、最適な相談窓口を紹介してくれる」が最も高くなっています。
- 団体調査によると、地域の複合的な課題を解決するために必要な施策について「地域の様々な相談を受け止める窓口を設置する」「関係機関と連携して支援内容の調整を行う」が最も高くなっています。
- 複合化・複雑化するケースに対応するためのきめ細やかな支援体制の充実や、既存の制度・相談窓口の周知の取組が必要です。

#### 具体的な取組

#### (10) 包括的な相談体制のネットワークづくり

〔住民税務課、保健福祉課、子育て応援課、教育委員会、社会福祉協議会〕

- 複合的な福祉ニーズに対応するため、分野を超えて総合的に相談に応じ、必要なサービスや関係機関と連絡調整等を行う体制を整備します。

#### (11) 各種相談支援の機能強化

〔住民税務課、保健福祉課、子育て応援課、教育委員会、社会福祉協議会〕

- 地域包括支援センターや子育て支援センター、基幹相談支援センター（きらりあ）など各種窓口における相談員の資質向上と周知を図ります。
- 窓口相談だけでなく、支援を必要とする人の状況に応じ、訪問相談やSNS等による相談を拡充します。

## 2-2 多様な困難を抱える人への支援の充実

### 現状・課題

- 経済情勢の悪化や雇用環境の変化、貧困の世代間連鎖の問題等、経済的な困難に関する相談が全国的に増加しています。
- 団体調査によると、相談を受ける悩みや不安について「介護のこと」「健康のこと」「家族のこと」「生活費などの経済的なこと」等が多く挙げられており、地域住民の抱える課題の多様化がうかがえます。
- アンケート調査によると、再犯防止推進法の認知度について約5割が「知らない」と回答しています。
- 経済的な困りごとを抱える人や希望していてもなかなか就労できない人、犯罪をした人等、様々な状況にある町民に対して、総合的な支援が求められます。

### 具体的な取組

#### (12) 生活困窮者等への支援 [保健福祉課、建設水道課、社会福祉協議会]

- 長野県社会福祉協議会の機関である生活就労支援センター「まいさぼ上伊那」や辰野町社会福祉協議会内に置かれた支所機能と連携し、経済的に困窮している世帯に対し、支援を行います。
- 住まいの確保や生活安定のための支援方策を検討します。

#### (13) 就労支援の充実 [保健福祉課、産業振興課]

- 就労に困難を抱えている人に対し、「まいさぼ上伊那」、ハローワーク等、多様な関係機関と横断的に連携し、就労支援のあり方を検討します。
- 辰野町障がい者就労支援センター（工房ぬくもり）、「ほたるっこ」等と連携し、障がい者の社会活動への参加や就労訓練等を進めます。

#### (14) 再犯防止の推進 [総務課、保健福祉課]

- 保健、医療、福祉等の支援を必要とする犯罪をした人に対し、保護司会と連携し、社会復帰のための支援のあり方を検討することで、再犯防止へつなげます。

#### (15) 専門職や組織間での連携強化

[総務課、まちづくり推進課、保健福祉課、子育て応援課、教育委員会、辰野病院、社会福祉協議会]

- 保健福祉医療療内連絡会議を開催し、他部門で連携した対応や情報共有を行います。
- 生活困窮者やひきこもりの状態の人、適切な支援を行うことができるよう、関係各課や関係機関、事業所等との連携を強化するとともに、支援方法を検討します。
- 福祉サービスの利用拒否、受け入れが困難な人に対する支援方法を検討します。

## 2-3 孤独・孤立化の防止

### 現状・課題

- 国では、コロナ禍で生活に不安や悩みを抱える人が増えたことを背景に、令和3年（2021年）に「孤独・孤立対策の重点計画」を策定し、孤独・孤立に悩む人を誰一人取り残さない社会を目指した取組が進められています。
- 町では「辰野町自殺対策計画」を策定し、包括的・全庁的に生きることを支える取組を推進しています。
- アンケート調査によると、仲間と気軽に集まれる場所の有無について、「ある」が約5割、「ない」が4割半ばとなっています。
- 孤独・孤立を生まない地域にしていくためには、生きることへの支援を推進するとともに、人と人がつながることができる、そして必要な場合は支援につなぐことができる、様々な居場所づくりを推進していく必要があります。

### 具体的な取組

#### (16) 生きることへの支援 [全課]

- 「辰野町自殺対策計画」に基づき、ゲートキーパーの養成や相談事業等による総合的かつ効果的な対策を推進し、誰も自殺に追い込まれない、安心して暮らすことができるまちづくりを推進します。

#### (17) 身近な居場所づくりの支援 [保健福祉課、子育て応援課、教育委員会、社会福祉協議会]

- 地域における多様な居場所づくりや、多世代で交流できる場や機会を創出し、誰もが孤立することなく、つながりあえる関係づくりを促進します。
- 家庭と学校の中間的な位置づけとなる居場所づくりを進め、児童・生徒が安心できる場の拡充を図ります。

## 2-4 福祉サービスの充実

### 現状・課題

- 高齢化の進行等により、支援を必要とする人が増加する中、誰もが地域で安心して生活ができるよう、福祉サービスを適切に利用できることが求められます。また、福祉サービスのニーズは多様化しており、専門職や複数分野の支援を総合的に提供できるサービス等の必要性が高まっています。一方で、人口減少により、福祉に関する担い手不足が課題となっています。
- アンケート調査によると、福祉サービスなど必要な情報について約4割が『入手できていない』と回答しています。
- 福祉サービスの充実や福祉専門職等の人材の確保・育成を図るとともに、多様な手段による情報提供体制の充実が必要です。

### 具体的な取組

#### (18) 各福祉分野のサービスの充実 [全課]

- 「辰野町介護保険事業計画・老人福祉計画」「障がい者プラン」「辰野町自殺対策計画」「辰野町子ども・子育て支援事業計画」「辰野町健康づくり推進計画辰野21」「辰野町食育推進計画」等の個別福祉・健康分野の計画に基づき、各種福祉サービスの提供や、そのための基盤整備を進めます。
- 各福祉サービス提供事業者へ福祉に関する情報を提供するとともに、サービスの提供について連携します。また、利用者から苦情があった場合は指導や是正を行います。

#### (19) 新たなサービスの提供 [保健福祉課、子育て応援課、辰野病院、社会福祉協議会]

- 共生型サービスの提供へ向けた支援体制のあり方を検討します。
- 社会福祉協議会と連携し、町民やサービス提供事業者へのアンケート調査やヒアリング調査等による情報から、福祉の現状や各種福祉サービスのニーズを把握し、施策検討に活用します。
- 社会福祉法人による地域における公益的な取組を支援します。

#### (20) 福祉専門職等人材の育成支援 [保健福祉課、子育て応援課、社会福祉協議会]

- 様々な機会を通じて、福祉の職場や専門職の魅力等を発信するとともに、研修等を通じた福祉人材の育成、確保を図ります。
- 町民のニーズに応じ、新たなサービスを提供することができるよう、社会福祉協議会、関係機関、福祉サービス提供事業者等と連携し、提供体制の整備や人材の育成を進めます。

## (21) 情報発信の充実 [全課]

- 「広報たつの」や町のホームページ、新聞、告知システム、「ほたるチャンネル」、町公式 LINE、その他 SNS 等のあらゆる媒体を活用し、福祉サービスに関するあらゆる情報発信・啓発を行います。
- 町民が自分の心身の状態に合わせ、各種福祉サービスを適切に利用することができるよう、庁内各課や関係機関と連携し、周知内容や方法について検討します。
- 広報等の点訳や音訳など、情報を入手する上で障壁となる様々な条件に対応できる情報提供体制の構築を進めます。

## 2-5 権利擁護の推進

### 現状・課題

- 認知症や知的障がい、精神障がいのある人など、権利擁護に関する相談や支援を必要とする人は増加傾向にあります。
- アンケート調査によると、成年後見制度の認知度について、「名前も制度の内容も知っている」「知らない」がそれぞれ約3割、「名前は知っている」が約4割となっています。
- 今後も、判断能力が不十分で何らかの支援が必要な人の増加が予想されます。権利擁護に関する制度等の周知や啓発、虐待防止に向けた相談体制の整備とともに、支援する側の人材育成、担い手の確保が必要です。

### 具体的な取組

#### (22) 虐待防止の推進 [保健福祉課、子育て応援課]

- 民生児童委員等と連携し、児童、高齢者あるいは障がい者に対する虐待等の早期発見に努める、種々な虐待に対策等を行うことができるよう、体制の構築に努めます。

#### (23) 権利擁護体制の充実 [保健福祉課、社会福祉協議会]

- 判断能力が不十分な要援護者に対して、日常生活自立支援事業の利用に向けた支援を行います。
- 要援護者等に対して、日常生活自立支援事業や成年後見制度事業の周知・啓発を図ります。
- 上伊那広域の市町村や成年後見センターとの「権利擁護ネットワーク上伊那全体協議会」や「スキルアップ研修」等に参加し、情報交換や支援方針等を共有し連携を図ります。
- 法人後見、日常生活自立支援事業実施団体等との連携・情報共有を図ります。

## 行動目標3 安心・安全なまちをつくる

### 3-1 都市基盤の整備

#### 現状・課題

- アンケート調査によると、町の住みやすさについて約6割が『住みやすい』と回答しています。前回調査と比べて『住みやすい』がわずかに減少し、『住みにくい』が増加しています。
- 誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすことのできるまちを実現するためには、バリアフリー・ユニバーサルデザインの考え方に基づいた身近な生活環境の整備や、誰もが気軽に外出するための基盤整備が必要です。

#### 具体的な取組

#### (24) バリアフリー・ユニバーサルデザインの推進

〔総務課、保健福祉課、建設水道課、社会福祉協議会〕

- 歩道の整備や避難施設の整備等、公共施設の安全性の向上を図ります。
- 辰野町老人福祉センター、辰野町ボランティアセンター、辰野町ほたるの里世代間交流センター「茶の間」及びコミュニティセンター等の公共施設が地域活動の拠点として活用されるよう、施設の整備やバリアフリー化について検討します。

#### (25) 移動支援の充実 〔まちづくり政策課、保健福祉課、子育て応援課、社会福祉協議会〕

- 町営バスや福祉タクシー、デマンド型乗合タクシー等の移動手段の充実を図ります。
- 地域の公共交通の利用状況を把握するとともに、関係機関と連携し、公共交通のあり方について検討します。

## 3-2 防災・防犯対策の拡充

### 現状・課題

- 近年、大規模な自然災害や悪質な犯罪等の発生により、防災・防犯への関心が高まっています。
- アンケート調査によると、災害発生時の支援者の有無について、自力で避難ができない、できるかわからない人のうち、約2割が「いない」、約4割が「わからない」と回答しています。また、「避難行動要支援者支援制度」の認知度について、約6割が「知らない」と回答しており、「名前も制度の内容も知っている」は1割未満となっています。
- アンケート調査によると、災害時に手助けを必要とする方に対する対策について「日頃から地域・近所で協力できる体制をつくる」が最も高くなっています。
- 町民の防災・防犯意識の向上を図るとともに、地域における支援体制の構築が求められます。

### 具体的な取組

#### (26) 地域防災活動の促進 [総務課、まちづくり政策課、保健福祉課、社会福祉協議会]

- 避難行動要支援者名簿への登録勧奨や周知を行います。また、個人避難計画の作成を支援します。
- 災害時等住民支え合いマップ作成マニュアルに基づき、地区ごとに毎年住民支え合いマップを更新するとともに、防災訓練や日頃の見守り等に活用します。
- 自主防災組織の活動環境を整備するとともに、強化、人材の育成・確保を進めます。
- 「広報たつの」やホームページ等、様々な媒体を活用し、消防団活動の周知を図るとともに、消防団協力事業所の認定を行い、消防団活動を支援します。また、地域の実情に応じた活動を促進します。
- 通常の避難所での生活が困難な避難行動要支援者の避難生活を支援するため、各種福祉サービス提供事業者と連携し、福祉避難所の整備を進めます。

#### (27) 地域防犯活動の促進 [総務課、住民税務課]

- 地域防犯組織による防犯パトロール等の充実を図ります。
- 消費者の会や民生児童委員と連携し、消費者被害を防止するため啓発を行います。

## 第5章 辰野町再犯防止推進計画

# 1 計画策定の目的

刑法犯の検挙者数は、全国的に減少傾向にある一方で、再犯者率（刑法犯検挙人数員に占める再犯者の割合）は年々増加傾向にあり、近年 50% に近づいている状況にあります。

犯罪や非行をした人等の中には、立ち直りに多くの困難を抱える人が少なくないことから、社会復帰後に地域社会で孤立させないような取組を推進していく必要があります。

このような中、平成 28 年（2016 年）12 月に「再犯の防止等の推進に関する法律」（以下、「推進法」という）が制定されました。

町においても、「辰野町再犯防止推進計画」を策定し、再犯の防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、町民が安全で安心して暮らせる社会の実現を目指します。

# 2 計画策定にあたって踏まえるべき事項

国においては、令和 5 年（2023 年）3 月に「第二次再犯防止推進計画」が閣議決定されました。また、長野県においては令和 5（2023 年）年 3 月に「長野県再犯防止推進計画」が策定されています。町においても、これらの計画の方針を踏まえて取組を進めます。

## ■国の「再犯防止推進計画」における 5 つの基本方針

- ①犯罪をした者等が、多様化が進む社会において孤立することなく、再び社会を構成する一員となることができるよう、あらゆる者と共に歩む「誰一人取り残さない」社会の実現に向け、関係行政機関が相互に緊密な連携をしつつ、地方公共団体・民間の団体その他の関係者との緊密な連携協力をも確保し、再犯の防止等に関する施策を総合的に推進すること。
- ②犯罪をした者等が、その特性に応じ、刑事司法手続のあらゆる段階において、切れ目なく、再犯を防止するために必要な指導及び支援を受けられるようにすること。
- ③再犯の防止等に関する施策は、生命を奪われる、身体的・精神的苦痛を負わされる、あるいは財産的被害を負わされるといった被害に加え、それらに劣らぬ事後的な精神的苦痛・不安にさいなまれる犯罪被害者等が存在することを十分に認識して行うとともに、犯罪をした者等が、犯罪の責任等を自覚し、犯罪被害者の心情等を理解し、自ら社会復帰のために努力することの重要性を踏まえて行うこと。
- ④再犯の防止等に関する施策は、犯罪及び非行の実態、効果検証及び調査研究の成果等を踏まえ、必要に応じて再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者から意見聴取するなどして見直しを行い、社会情勢等に応じた効果的なものとする。
- ⑤国民にとって再犯の防止等に関する施策は身近なものではないという現状を十分に認識し、更生の意欲を有する犯罪をした者等が、責任ある社会の構成員として受け入れられるよう、再犯の防止等に関する取組を、分かりやすく効果的に広報するなどして、広く国民の関心と理解が得られるものとしていくこと。

### 3 計画の期間及び対象者

「辰野町再犯防止推進計画」は、令和6年度（2024年度）～令和10年度（2028年度）までの5年間を計画期間とします。

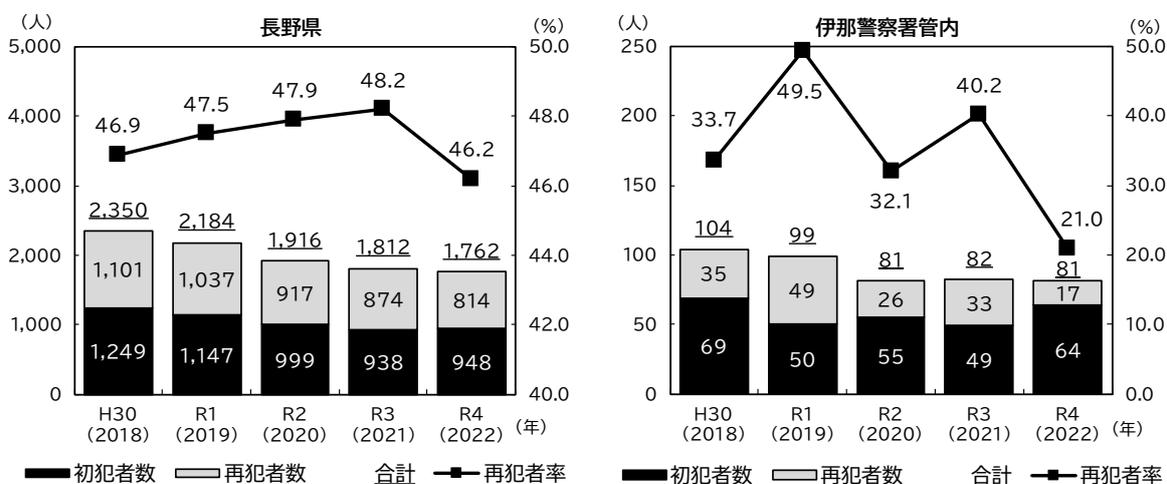
また、対象者については、推進法第2条第1項で定める者で、犯罪をした者または非行少年もしくは非行少年であった者（以下、「犯罪をした者等」という。）とします。

### 4 現状と課題

犯罪をした者等は、貧困や疾病、障がい、厳しい生活環境、不十分な学歴など様々な生きづらさを抱えている場合も多く、再犯防止に向けては、これまでの国の刑事司法関係機関による取組だけでなく、町民の理解を促し、関係機関等が丸となり、切れ目なく、長い支援を実施することが必要です。

長野県における刑法犯罪検挙者は減少傾向にありますが、再犯率は約50%で推移しています。伊那警察署管内の再犯率は、近年増減し20%～50%の間で変動しています。

■初犯者・再犯者別検挙人員の推移



資料：第2次長野県再犯防止推進計画及び長野県警察本部提供データより作成

## 5 具体的な取組

### (1) 就労・住居の確保 [保健福祉課、建設水道課、社会福祉協議会]

- 就労に関する困りごとに対し、生活就労支援センター「まいさぽ上伊那」辰野出張所（辰野町社会福祉協議会）を窓口として自治体等やハローワーク等関係機関と連携を図りながら一体的支援を行います。
- 更生保護活動に従事する保護司（会）や保護観察官等の専門家等と連携して就労支援に努め、自立の援助を図ります。
- 住居の確保は、安定した生活を送るための大前提であり、再犯防止を図る上でも重要です。適切な住居を得ることが困難な場合等、住宅に関する情報について相談支援を行います。
- 辰野町社会福祉協議会による生活困窮者に対する「くらしの資金」を活用するなどの支援を行います。

### (2) 保健医療・福祉サービスの利用の促進 [保健福祉課、社会福祉協議会]

- 犯罪をした者等のうち、生活に困窮する者等の福祉的支援が必要な者に対して、保健医療、福祉等のサービス提供につなげます。
- 薬物乱用防止の意識の高揚と規制薬物等に関する正しい知識の周知徹底を図るための啓発活動を行います。
- 依存症当事者等に対しては、専門的な医療機関や保健所と連携を取り、支援を行います。

### (3) 学校と連携した支援の実施 [保健福祉課、子育て応援課、教育委員会、社会福祉協議会]

- スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーや関係機関等と連携し、児童・生徒や保護者の相談・支援を行います。
- 学校での薬物乱用防止教育等の支援を行います。
- 町内小中学生を対象にした「社会を明るくする運動」長野県作文コンテスト等に参加し、意識の高揚を図ります。

### (4) 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施

[総務課・保健福祉課・教育委員会]

- 学校、警察、児童相談所等関係機関との連携を図り、日常的なネットワーク体制を構築します。
- 警察や学校等の関係機関と連携しながら、街頭の巡回や見守り活動等により、非行防止及び健全育成に取り組めます。

#### **(5) 民間協力者の活動の促進等、広報、啓発活動の推進** [総務課、保健福祉課]

- 社会を明るくする運動を関係機関等と連携・協力してより広く町民に周知し、推進します。
- 更生保護活動の一層の充実強化を図るため、地域における活動拠点である「上伊那更生保護サポートセンター」の運営をはじめ、民間ボランティアの活動を支援します。
- 上伊那保護司会、上伊那更生保護女性の会、上伊那更生保護協力事業主会等の更生保護ボランティアの活動を支援します。
- 地域社会の安全・安心に貢献した個人・団体を顕彰、または他の顕彰制度の候補者として推薦し、その活動や意義が広く町民に共有されるよう努めます。

#### **(6) 国・県・民間団体等との連携強化** [全課]

- 犯罪をした者等について、刑事司法関係機関、更生保護関係の支援者・団体、福祉関係機関等との連携により、社会全体で立ち直りを支援することで、安定した生活を実現し、再犯防止を推進します。
- 長野県再犯防止推進計画に基づいて、市町村が行うべき取組を積極的に推進します。



## 第6章 辰野町成年後見制度利用促進計画

# 1 計画策定の目的

成年後見制度はノーマライゼーションや自己決定権の尊重等の理念と、本人保護の理念との調和を基本的な考え方とし、成年後見人・保佐人・補助人や任意後見人が、本人に代わって契約等を結び社会サービスの利用につなげたり、財産の管理をしたりすることにより、その人の生命・身体・自由・財産等の権利を守る制度です。

近年、高齢化の進行に伴い、認知症高齢者や単身高齢者は増加傾向にあり、判断能力が不十分な人の権利を擁護する成年後見制度の必要性が高まっています。

平成28年（2016年）に施行された「成年後見制度の利用の促進に関する法律」においては、市町村は国の「成年後見制度利用促進基本計画」を勘案し、「市町村成年後見制度利用促進基本計画」を策定することが努力義務とされています。

町においても「辰野町成年後見制度利用促進計画」を策定し、成年後見制度の利用促進を含む町民の権利擁護に関する取組を総合的かつ計画的に推進します。

# 2 計画策定にあたって踏まえるべき事項

国においては、令和4年（2022年）3月に「第二期成年後見制度利用促進基本計画」が閣議決定されました。町においても、国の計画等を踏まえて取組を進めます。

## ■国の「第二期成年後見制度利用促進基本計画」における基本的な考え方

### ◆ 地域共生社会の実現に向けた権利擁護支援の推進

- ・地域共生社会の実現という目的に向け、本人を中心とした支援・活動における共通基盤となる考え方として「権利擁護支援」を位置付けた上で、地域連携ネットワークにおける権利擁護支援策の一層の充実などの成年後見制度利用促進の取組をさらに進めていく。

### ◆ 尊厳のある本人らしい生活を継続できるようにするための成年後見制度の運用改善

- ・以下を基本として成年後見制度の運用改善等に取り組む。
  - ① 本人の自己決定権を尊重し、意思決定支援・身上保護も重視した制度の運用とすること
  - ② 成年後見制度以外の権利擁護支援による対応の可能性についても考慮された上で、適切に成年後見制度が利用されるよう、連携体制を整備すること
  - ③ 成年後見制度以外の権利擁護支援策を総合的に充実すること
  - ④ 任意後見制度や補助・保佐類型が利用されるための取組を進めること
  - ⑤ 不正防止等の方策を推進すること

### ◆ 司法による権利擁護支援などを身近なものにするしくみづくり

- ・地域連携ネットワークを通じた福祉と司法の連携強化により、必要な人が必要な時に司法による権利擁護支援などを適切に受けられるようにしていく。

### 3 計画の期間

「辰野町成年後見制度利用促進計画」は、令和6年度（2024年度）～令和10年度（2028年度）までの5年間を計画期間とします。

### 4 辰野町の状況

町の成年後見制度の利用者数は、令和4年（2022年）で成年後見が23人、補佐が5人となっています。

また、町長申立て件数は、令和4年（2022年）で2件となっています。

■ 成年後見制度利用者数（令和4年（2022年）） (人)

合計	成年後見	補佐	補助	任意後見
30	23	5	2	0

資料：保健福祉課

■ 町長申立て件数の推移 (件)

年度	R2(2020)	R3(2021)	R4(2022)
町長申立て	4	3	2

資料：保健福祉課

### 5 具体的な取組

#### (1) 成年後見制度の周知・啓発 [保健福祉課]

- 各種の情報媒体を活用し、町民、医療、福祉関係者等に対して制度の内容や窓口等について周知を図ります。
- 上伊那成年後見センターと連携し、講演会や研修会、出前講座等を開催し、制度の理解を深めます。

#### (2) 早期発見・早期支援の推進 [保健福祉課]

- 社会福祉協議会や地域組織、民生児童委員、知的障がい者相談員等との連携・協働により、権利擁護が必要な人の情報を把握し、早期段階で支援につなげます。

### **(3) 地域連携ネットワークの基盤整備 [保健福祉課]**

- 保健福祉課を中核機関と位置づけ、1次相談窓口として、本人や親族、関係者からの相談対応、権利擁護アセスメントの支援等を行います。また、専門性の高い相談については、2次相談窓口である上伊那成年後見センターと連携し、支援を行います。
- 地域全体の見守り体制の中で、権利擁護支援が必要な人へのアウトリーチを図り、必要な支援へ結びつける体制の構築を進めます。
- 地域において法律・福祉の専門職団体や関係機関がチームを支援する協議体等の体制の構築を進めます。

### **(4) 成年後見制度の利用促進 [保健福祉課]**

- 本人の状況や意思を踏まえ、適切な後見人等候補者を推薦できるよう受任調整の機能を強化します。
- 成年後見等の申立てが困難な人について町長申立てを行い、成年後見制度の利用につなげます。

### **(5) 権利擁護支援に携わる人材の育成・活躍支援 [保健福祉課]**

- 上伊那成年後見センターや関係機関等と連携し、市民後見人の養成を行うとともに、市民後見人が安心して活動するための支援の充実を図ります。また、法人後見の実施体制について検討を進めます。
- 上伊那成年後見センターが開催する「中核機関スキルアップ研修」に参加し、中核機関職員の資質向上を図ります。

## 第7章 計画を推進するために

# 1 計画を推進する体制

## (1) 地域福祉推進の強化

---

地域福祉の主人公は町民や地域です。地域共生社会の実現に向け、町民が地域福祉に関して理解を深め、各個人や地域全体で行動に移すことができるよう、地域福祉推進のための体制の整備、強化を図ります。また、各行政区において、地域福祉について考える機会を設け、課題を共有するとともに、町民の主体的な地域活動を促進します。

## (2) 連携体制の強化

---

地域福祉施策やその他地域づくりに関連する事業を総合的かつ効果的に推進することができるよう、庁内はもとより、町民や関係団体、事業所、地域組織、関係機関、社会福祉協議会、行政等の組織の枠や、保健、医療、福祉、教育、労働等の分野の枠を超え、横断的に連携する体制の整備に取り組めます。

# 2 計画進捗の管理・評価

「第3次辰野町地域福祉計画」に基づき、地域福祉を推進するため、辰野町保健福祉推進委員会、社会福祉専門部会において、各施策や取組の進捗状況の把握、評価を定期的に行うとともに、その結果を公表します。

計画の進行管理・評価にあたり、計画（Plan）・実行（Do）・評価（Check）・改善（Action）のPDCAサイクルを活用し、地域福祉を推進します。

# 資料編

- 1 第3次辰野町地域福祉計画策定経過
- 2 辰野町保健福祉推進委員会条例
- 3 辰野町保健福祉推進委員会委員名簿
- 4 辰野町保健福祉推進委員会社会福祉専門部会委員名簿
- 5 辰野町地域福祉計画の評価